

本資料の下線で表記した部分は、
「計画素案（パブリックコメントで
公開したもの）」から修正した箇所
となります。

倉敷市第三次環境基本計画

～ 自然と人とが共生し
次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境 ～

（令和 3～12 年度）

（表紙のデザインは別途検討中）

計 画 原 案

＜未定稿 R2.12.14 現在＞

令和 年 月
倉 敷 市

倉敷市民憲章

市民憲章は、市民一人ひとりが守っていくきまり、目標のようなものです。市民皆さんの生き方の心がまえ、理想のまちづくりを文章にしており、市民生活の指針、行政の指針となるもので、昭和47年2月1日に制定しています。

私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と
母なる高梁川にはぐくまれ、
古い伝統と洋々たる未来にかがやく
倉敷市民の誇りをこめて

- 一 自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。
- 一 人間をたいせつにし、青少年には夢、老人には安らぎのあるあたたかい社会をつくります。
- 一 秩序を守り、平和で安全なまちをつくります。
- 一 働くことによるこびをもち、明るく健康な家庭をつくります。
- 一 教養を高め、世界と通じ、個性ある文化をつくります。

計画の策定にあたって



令和3年3月

倉敷市長 伊東 香織

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画を定めた背景	1
2	計画の役割	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の範囲	4
5	計画の期間	4
6	計画の構成	5

第2章 めざすまちの姿

1	めざす環境イメージ	7
2	基本目標・共通目標とSDGsの理念	7
3	防災・減災の視点	8
4	施策体系	9

第3章 目標達成のための取組

基本目標 1	<u>自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち</u>	11
--------	---	----

政策 豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します

政策 環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します

基本目標 2	<u>潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち</u>	15
--------	--	----

政策 まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります

政策 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

基本目標 3	<u>水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち</u>	19
--------	---	----

政策 良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます

政策 快適な生活環境の確保に努めます

基本目標 4	<u>リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、 環境に配慮した循環型社会が形成されているまち</u>	23
政策	廃棄物の発生抑制・再使用を進めます	
政策	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます	
基本目標 5	<u>脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を 推進しているまち</u>	27
政策	温室効果ガス排出量の削減に努めます	
政策	地域特性に応じた適応策を実施します	
共通目標	<u>5つの基本目標を達成するために</u>	31

第4章 市民・事業者求められる取組

基本目標 1	<u>自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが 保たれているまち</u>	33
基本目標 2	<u>潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち</u>	34
基本目標 3	<u>水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、 安心して暮らすことができるまち</u>	35
基本目標 4	<u>リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、 環境に配慮した循環型社会が形成されているまち</u>	36
基本目標 5	<u>脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を 推進しているまち</u>	37
共通目標	<u>5つの基本目標を達成するために</u>	38
地区別の重点取組		39

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	41
2 計画の進行管理	42

資料編

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画を定めた背景

本市では、平成11年12月に、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「倉敷市環境基本条例」を制定しました。この条例のもと、平成12年2月に、本市で最初の「環境基本計画」を策定し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、京都議定書の発効や法律改正、船穂町及び真備町の合併による市域の拡大などにより、平成19年3月に「環境基本計画」の改定を行いました。

さらに、平成23年3月には、計画期間の満了や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、新たに「地球温暖化対策の取組」を基本目標に加え、施策に「環境と地域経済の調和」や「子どもの環境教育」などを追加した「倉敷市第二次環境基本計画」を策定し、各取組を進めてきました。

この第二次環境基本計画の計画期間が満了するまでの間、少子高齢化の進行や、頻発化する自然災害と深刻化する環境問題など、本市を取り巻く状況はさらに変化しています。

平成27年9月には、国連サミットにおいて、「SDGs（持続可能な開発目標）」が全会一致で採択されました。SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、「住み続けられるまちづくりを」など17の目標（ゴール）と、令和12年（2030年）までに達成すべき169の具体的な成果目標（ターゲット）から構成されています。日本でも、国を挙げてSDGsの取組を積極的に進めており、令和2年7月、倉敷市は、SDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市として「SDGs未来都市」に認定されました。

また国は、平成30年4月、我が国の今後約5年間の環境施策の方向性を定めた第五次環境基本計画を閣議決定しており、この計画では、環境・経済・社会の統合的向上及び脱炭素化・SDGsの実現に向け、「地域循環共生圏^{注1}」という考え方が示されています。

一方、本市においても、西日本を襲った平成30年7月豪雨によって、未曾有の大災害が起きました。その復旧・復興に全力を注いでおりますが、自然災害への備えが強く求められているところです。加えて直近では、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しており、「新たな生活様式^{注2}」を取り入れるなど、市民生活にも大きな影響を与えているところです。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、この度、時代に即した計画となるよう前計画を全面的に見直し、今後の取組の方向性を示す新たな環境基本計画を策定しました。本計画では、SDGsの理念を踏まえるとともに、防災・減災の視点を取り入れています。

（注1） 「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）をめざすもの。

（注2） 「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルスを想定した生活様式のことで、感染拡大を予防するため、マスクの着用、3密（密集・密接・密閉）の回避など、それぞれの日常生活において行うもの。

2 計画の役割

本計画は、「倉敷市環境基本条例」第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、市民や事業者などと協働して施策を進めるための指針となるものです。

【倉敷市環境基本条例 第3条（基本理念）】

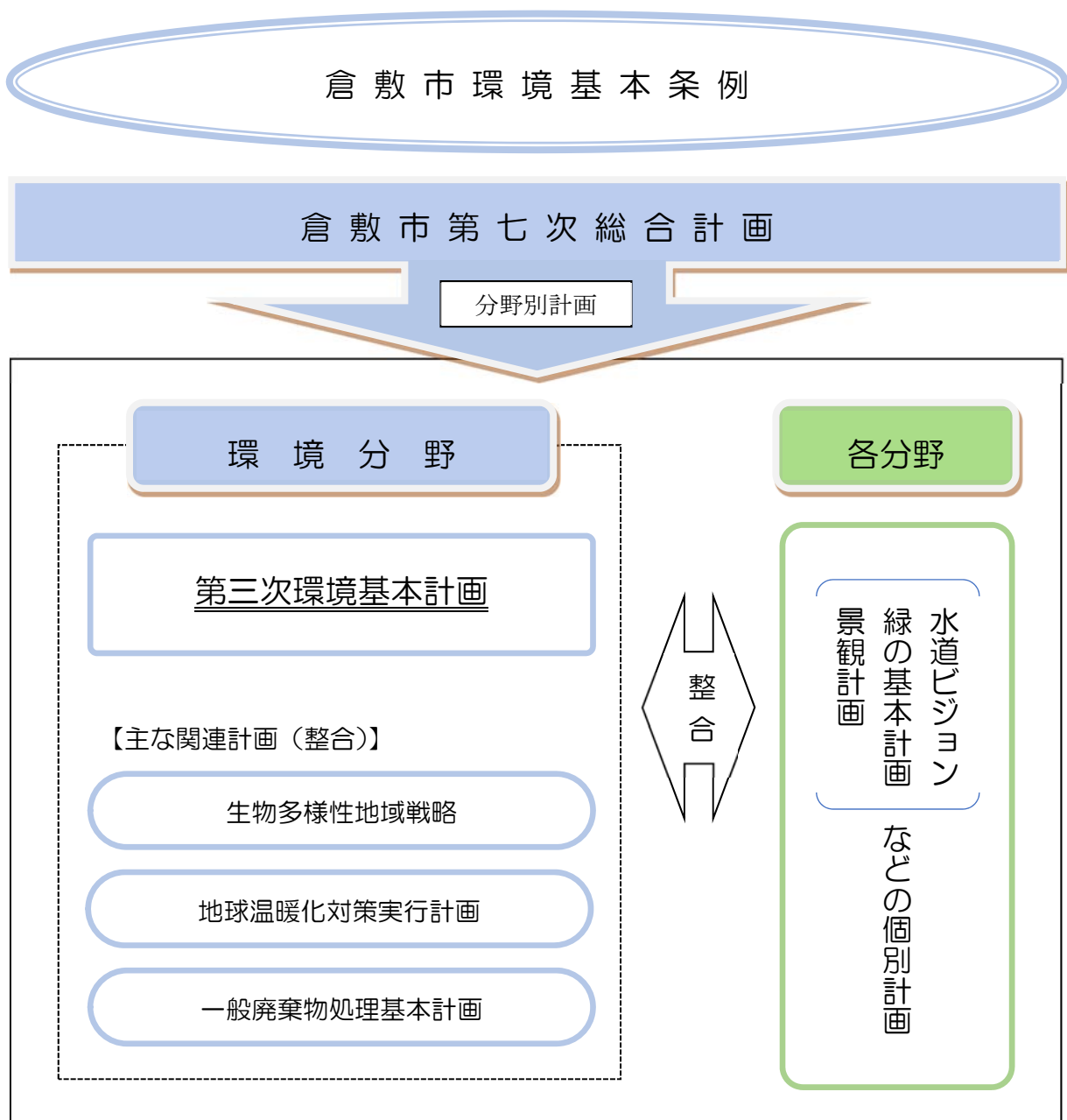
- 1 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、「倉敷市環境基本条例」に基づく計画で、市の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」に掲げられた将来像を、環境面から実現するための役割を担います。

環境分野における基本目標や施策などを明らかにし、市民や事業者などの各主体の役割なども示しており、各分野の個別計画の環境施策などを実施するにあたり基本となるものです。

【本計画の位置付け】



4 計画の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

- (1) 自然環境 … 動物、植物・植生、生態系、生物多様性 など
- (2) 都市環境 … 景観、歴史的町並み、緑化 など
- (3) 生活環境 … 大気、水質、土壌、有害物質、廃棄物 など
- (4) 地球環境 … 気候変動、エネルギー など

5 計画の期間

本計画の計画期間は、「倉敷市第七次総合計画」に合わせ、次のとおりです。

計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間

【本市の環境基本計画の変遷】

計画名称	計画期間
① 倉敷市環境基本計画	平成13年度 ～平成22年度
② 倉敷市環境基本計画 改定版	改定時～平成22年度
③ 倉敷市第二次環境基本計画	平成23年度 ～令和2年度
④ 倉敷市第三次環境基本計画	令和3年度 ～令和12年度

6 計画の構成

この計画は、次の章から構成しています。

第1章 「計画の基本的な考え方」では、計画を定めた背景、役割、位置付け、範囲、期間などを示しています。

第2章 「めざすまちの姿」では、この計画がめざす環境イメージと5つの基本目標、共通目標を掲げるとともに、SDGsの理念を踏まえながら、それらを実現するための施策などを示しています。

第3章 「目標達成のための取組」では、めざすまちの姿を取り巻く現状と課題、実現に向けた施策、達成状況を測る“ものさし”となる環境指標や目標値を示しています。

第4章 「市民・事業者に求められる取組」では、市民、事業者が環境に配慮して取り組んでいただく指針を示しています。

また、地区ごとに重点的に取り組む内容を示しています。

第5章 「計画の推進」では、行政などの計画の推進体制や、進捗管理方法を示しています。

資料編 環境基本条例などの参考資料を掲載しています。

第2章

めざすまちの姿

1 めざす環境イメージ

「倉敷市環境基本条例」の基本理念にのっとり、「倉敷市第七次総合計画」に掲げられた将来像「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を 次代へ繋ぎ 人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」を環境面から実現するために、本計画でめざす環境イメージを次のとおりとします。

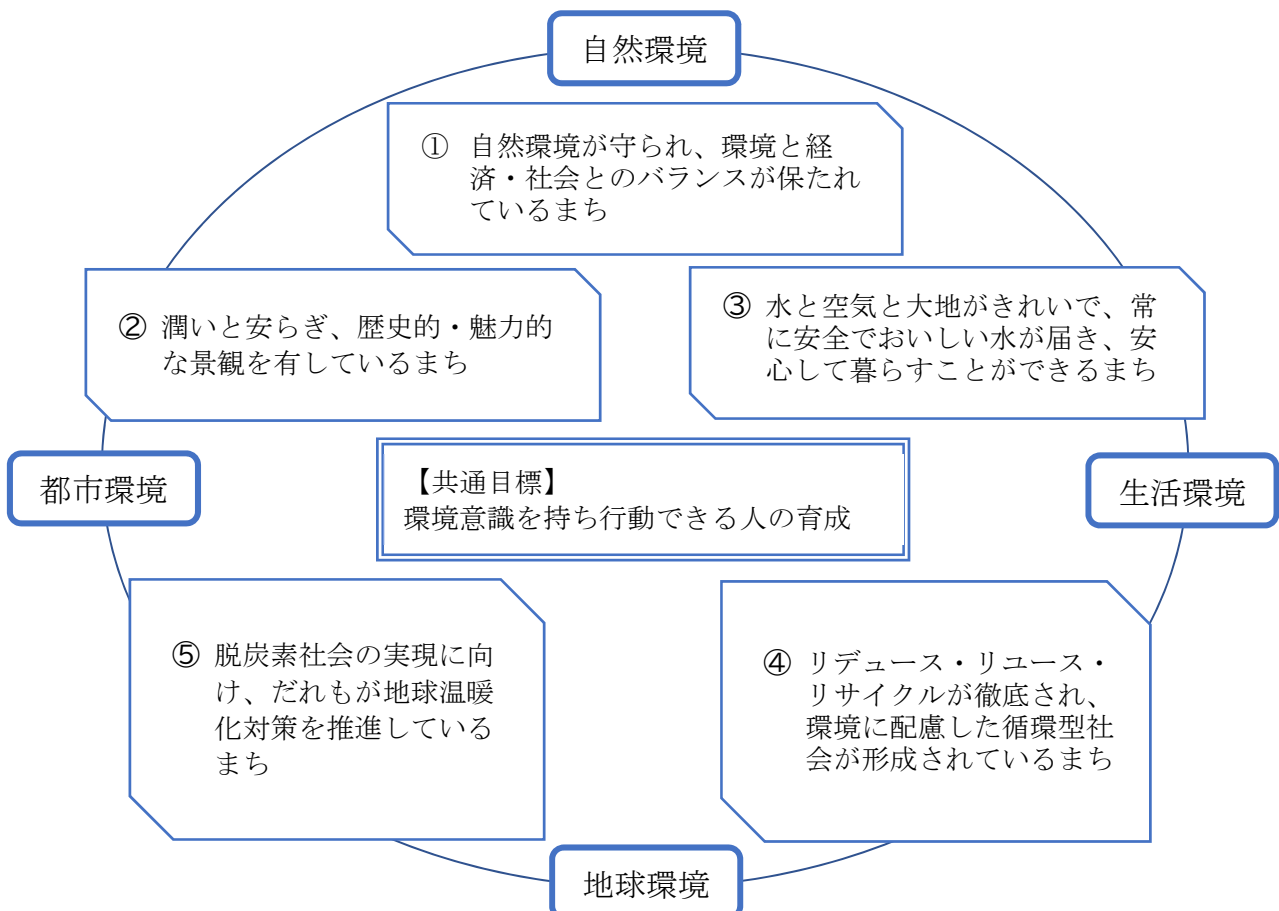
この環境イメージは、市民・事業者・行政の共通認識として、将来の倉敷市のあるべき環境の姿を示すものです。

自然と人との共生し

次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境

2 基本目標・共通目標とSDGsの理念

本計画がめざす環境イメージをより具体化するために、総合計画がめざすまちの姿をもとに5つの基本目標を設定するとともに、その5つの目標の礎となるものとして共通目標を加え、次のとおりとしました。



また、総合計画に合わせて、SDGsの理念を踏まえた計画としています。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略です。世界にある課題をみんなで解決し、将来にわたって続くよりよい世界をめざすための目標で、平成27年（2015年）の国連サミットで採択されました。令和12年（2030年）に向けた環境・経済・社会についての目標であり、同年12月に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

このSDGsは、政府や自治体だけでなく、民間企業においても取り組む気運が国内外で高まっています。国では、SDGs達成に向け優れた取組を行う自治体を「SDGs未来都市」として、またその中で、特に先導的な事業を「自治体SDGsモデル事業」として選定しており、令和2年7月に、倉敷市はその両方に選ばれたところです。

本計画では、SDGsの関連する目標を、施策体系及び第3章で示しています。



3 防災・減災の視点

平成30年7月豪雨災害により、豊かな恵みをもたらす自然環境は、時に牙をむいて、私たちに襲い掛かる脅威でもあることに気づかされました。

現在、災害からの復旧・復興への取組を強力に進めています。自然災害への備えが強く求められているところです。

本計画では、防災・減災に関する取組を、第3章において **防** で示しています。

4 施策体系

5つの基本目標などにそれぞれ「政策領域」を設け、本計画の政策・施策を次のとおり設定します。また、政策ごとに、第3章において「環境指標」と「目標値」を設定することとします。「環境指標」は、施策の成果を分かりやすく示す‘ものさし’となるものです。

自然と人との共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境														
基本目標		政策領域・SDGs				政策		施策						
1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全						①	豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します	施策 1	多様な生き物が生息する自然環境の保全			
		環境・経済・社会の調和							②	環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します	施策 3	環境・経済・社会の総合的向上		
2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進							③	まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります	施策 5	豊かな緑の保全、 緑化の推進		
		景観づくり								④	瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	施策 7	景観資源等の保全・活用に向けた意識の醸成	
3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全									⑤	★良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます	施策 9	水質汚濁の防止
		生活環境の確保								⑥	快適な生活環境の確保に努めます	施策 1 1	騒音・振動・悪臭の規制、環境美化の推進	
4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用							目標 1 5 を追加		⑦	廃棄物の発生抑制・再使用を進めます	施策 1 3	廃棄物の発生抑制
		廃棄物の再生利用								⑧	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます	施策 1 4	廃棄物の再使用促進	
5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減								⑨	☆温室効果ガス排出量の削減に努めます	施策 1 7	事業者・公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入促進	
		適応策の実施								⑩	☆ 地域特性に応じた適応策を実施します	施策 1 9	市民生活・事業活動等への影響に対する適応策	
共通目標 5つの基本目標を達成するために		環境意識の向上							⑪	★環境意識を持ち行動できる人を育てます	施策 2 1	市民への環境学習の推進		
											施策 2 2	次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進		

(注) 過去の市民アンケートで、重要度が高く、満足度が低かった政策については、重点政策として、★で示しています。また、国の動向などを踏まえ、重点政策として、地球温暖化対策を☆で示しました。

施策体系で示している、本計画に関連するSDGsは、次のとおりです。（四角囲み）



第 3 章

目標達成のための取組

基本目標

1

自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち

政策領域
・SDGs

自然環境の保全



政策 ①

豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します

<現状と課題>

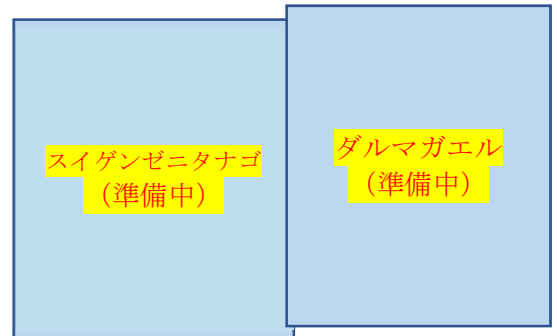
本市は、清流豊かな高梁川、風光明媚な瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。私たちの身のまわりには、多くの動植物が生息しており、こうした豊かな自然環境は、私たちの生活に様々な恵みを与えてくれる貴重な財産となっています。

しかしながら、自然環境は一度失われると、回復が不可能な場合も少なくはなく、回復が可能な場合も膨大な時間を必要とします。

私たちが、このすばらしい、多くの動植物が生息する豊かな自然環境を守り、より良い姿で次世代に引き継いでいくためには、私たちも自然の一部であることを意識し、自然環境の保全に努めるとともに、人と自然とのふれあいを確保・促進していくことが重要です。



高梁川（酒津）



<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
<u>身近なところ</u> で、生き物（動物、 <u>昆虫や植物など</u> ）にふれあえる <u>場や機会（イベントを含む）</u> があると思う人の割合（総合計画指標）	32.8%	38.0%	43.0%
自然に触れたり、学んだりする活動に参加している子どもの数（総合計画指標）	11,533 人	13,300 人	14,500 人

<関連計画>

- ・ 倉敷市生物多様性地域戦略
- ・ 倉敷市教育振興基本計画

施策1

多様な生き物が生息する自然環境の保全

- すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人との共に生きる快適な環境を守り、創り、育てていきます。
- 市内に生息する生き物について、生息実態調査等を行い、情報提供や知識の普及を推進するとともに、生息環境の保全、野生動植物の種の保存など、市内の生物多様性の確保に努めます。
- 貴重な自然環境の保全・再生のため、公共工事を実施する際には、野生生物の生息状況に配慮した工事を行います。



ミズアオイの保全活動



生き物しらべ（海辺教室）

施策2

人と自然とのふれあいの確保・促進

- 人が憩い、安らげる親水性の高い水辺空間をはじめ、里地里山等の様々な場面で自然とふれあえる場の整備や、自然体験活動の機会の充実を図ります。
- 子どもたちの自然体験活動を支援する指導者やボランティアについて、若い世代が気軽に参加でき、やりがいを感じられるような支援や仕組みづくりなどを行うことで、人材育成と技能向上を図ります。

政策領域 ・SDGs	環境・経済・社会の調和      
政策 ②	環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します

<現状と課題>

企業に対し、環境問題への取組が求められるなど、企業が社会的責任として、環境問題への取組みが当然に求められるようになり、近年では、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視するESG投資も広がりつつあり、企業にとって、環境経営は欠かせないものとなっています。環境経営を進めるには、中小企業にも取り組みやすいエコアクション21など、環境マネジメントシステムの導入・活用^①の普及促進を図る必要があります。

また、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、倉敷市だけでなく、連携中枢都市圏でもある高梁川流域圏（倉敷市・新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市）全体で、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的であることが重要です。環境に係る社会的問題の解決を環境ビジネスの機会と捉え、設備投資や研究開発につなげていくなどが求められます。

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
環境マネジメントシステムを導入し、環境経営に取り組んでいる事業者の割合	53.0%	58.1%	61.5%
くらしきSDGsパートナー（仮称）の登録数 （総合計画指標）	今後取組	開始後設定	開始後設定
企業が補助金を受けて行う、環境に配慮した研究・開発、設備投資の件数	2件	5か年計 15件	10か年計 30件

<関連計画>

- ・ SDGs未来都市計画
- ・ 高梁川流域圏成長戦略ビジョン
- ・ 倉敷市農業振興ビジョン

施策3

環境・経済・社会の総合的向上

- エコアクション21等の環境マネジメントシステムの積極的な取組など、事業者の環境経営を促進します。
- 事業者との環境保全協定に基づき、施設の新増設を行う際には事前に協議を行い、施設の改善、有害な揮発性化合物の削減など、環境保全対策の徹底を図るよう指導します。
- 環境保全や地球温暖化対策推進を進めることで、経済面では経済基盤の安定・雇用増加や環境課題へのビジネス手法での解決につなげ、社会面では安全な圏域づくりによる定住促進や環境活動の活性化につなげるなど、相乗効果を生み出す統合的取組を様々なステークホルダーと連携しながら推進します。

環境・経済・社会の三側面の関連を示す図

(準備中)

施策4

環境分野の研究・開発、地域資源の活用

- 新たな省エネルギー・再生可能エネルギー等の環境関連技術や、環境配慮型製品の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援します。
- 下水処理過程で排出される汚泥等の有効利用や廃食油を原料としたバイオディーゼル燃料等、バイオマスエネルギーの利用を促進します。
- 高梁川流域圏を、地域資源などを補完し支えあう地域循環共生圏と捉え、地場製品の消費推進や、地場産業を活かした事業の実施など、地域資源を活用した持続的な経済活動を促進します。

基本目標

2

潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち

政策領域
・SDGs

緑の保全、緑化の推進



政策 ③

まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります

<現状と課題>

本市には、国立公園に指定された瀬戸内海沿岸部をはじめ、福山山系、大平山・種松山山系、由加山山系など多くの山地や丘陵地における樹林地、里山や農地などの豊かな緑が存在しています。

緑には、生物多様性の維持、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、騒音・振動の緩和などの環境保全機能があります。また、火災の延焼防止帯、**緩衝緑地**など様々な防災機能、さらには休養や遊戯、散策などの余暇活動に対応するレクリエーション機能、**都市**に潤いと美しさなどをもたらす景観形成機能を有しています。

都市環境を守り、快適で安心・安全な質の高い暮らしを実現するためには、緑の機能を認識し、緑をすべての人々により守り、育てていくことが必要です。

検討中

検討中

<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合(総合計画指標)	35.1%	37.1%	38.5%
都市公園の整備(1人あたり面積)	8.2 m ² /人	9.0 m ² /人	<u>9.5</u> m ² /人

<関連計画>

- ・ 倉敷市緑の基本計画
- ・ 倉敷市住生活基本計画

施策5

豊かな緑の保全、緑化の推進

- 土砂崩壊防止、土砂流出防止などの土砂災害防止機能や、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能を有する丘陵地の森林保全に努めます。(防)
- ふれあいの森、美しい森などの美化・維持管理や、地元団体等と協力した国立公園の維持管理など、緑の保全を推進します。
- 緑の空間の創出に加え、防災・減災の観点から雨水の保水機能・水循環の再生機能に着目し、公共施設の敷地や屋上、壁面等の緑化を推進します。(防)
- 住宅や工場、事業所、遊休地等の民有地の緑化促進のため、市民への緑化の啓発や緑化活動への支援を行います。



⑧公園花壇の植栽



⑨倉敷みらい公園

施策6

都市公園等の整備

- 身近な都市公園等の不足する地域を優先として、適正な配置になるよう街区公園の整備を進めます。
- 公園施設等の更新や修繕を計画的に行うほか、公園の適正配置や再整備、民間との連携による緑地の設置・管理の検討を進めます。
- 災害発生の初期に一時的な緊急避難場所となる都市公園では、災害時に役立つ機能を備えた施設の設置など、防災機能の充実に努めます。(防)

政策領域 ・SDGs	景観づくり   
政策 ④	瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

<現状と課題>

瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川に育まれた自然と、伝統ある歴史・文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力です。

先人から受け継いだ、この本市固有の豊かな自然と優れた歴史的環境を活かした良好な都市景観を、守り、育てるとともに、次の世代に受け継いでいくことが重要です。

そして、都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、潤いのある緑豊かで快適な都市づくりを進める必要があります。



美観地区



瀬戸内海

<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
倉敷市の景観を良くする取組に関わりたと思う人の割合(総合計画指標)	44.1%	<u>50.0%</u>	<u>57.0%</u>
倉敷市の景観が良くなったと感じている人の割合(総合計画指標)	35.8%	<u>42.0%</u>	<u>49.0%</u>

<関連計画>

- ・ 倉敷市都市計画マスタープラン
- ・ 倉敷市景観計画
- ・ 倉敷市住生活基本計画

施策7

景観資源等の保全・活用に向けた意識の醸成

- 豊かな山林・農地・水辺資源など、良好な自然環境・自然的景観を維持・保全に努めます。
- 景観資源の保全や文化財の保護とともに、その資源をまちづくりや観光などに活用することで、市民等の意識を醸成し、本市の貴重な景観資源や文化財を次世代へ受け継いでいきます。

美観地区の写真
(町屋の写真)

(準備中)



円通寺

施策8

良好な都市計画の形成

- 倉敷市景観計画に基づく取組（基準・規制等）を広く市民や事業者などに周知し、適切な誘導を行うことで、地域・まちなみ景観との調和を図り、質の高い都市景観づくりを推進します。
- 景観に配慮した公共事業により良質な公共空間を創出し、本市の景観をリードすることで、地域の価値や豊かさが高まるような都市景観づくりに努めます。
- 伝統的建造物群保存地区などの建物の保存や修理などへの支援を行うことにより、歴史ある町並みや景観の保全に努めます。

基本目標 3

水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち

政策領域 ・SDGs

水環境、大気環境の保全



政策 ⑤

★良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます

<現状と課題>

市には、市域を二分して瀬戸内海に流れ込む一級河川の高梁川、その高梁川の支流で真備地区を流れる小田川、児島湖に流入する倉敷川など多くの河川があります。また、瀬戸内海の中央部に位置する備讃瀬戸の海域があります。

私たちの生活を支えるこれらの河川や海域の水環境を保全するためには、工場・事業場に対する規制や公共下水道整備などの生活排水対策による汚濁物質の削減等による水質改善策に加え、川や海自体が持つ自然の浄化機能の保全・回復や土壌環境の維持が重要です。

また、大気環境の状況を把握するため、大気測定局を配置し、大気汚染物質や降下ばいじん等の常時監視及び測定を行っており、多くの大気汚染物質については、環境基準を満たしていますが、微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダントについては、環境基準を達成していません。

水質や大気などの汚染を防止し、私たちの健康を守るためには、調査の継続や監視体制の強化などを図り、法令などに基づく工場・事業場への指導強化や排出抑制対策等を引き続き推進することが重要です。



瀬戸内海上空から見た倉敷川



水島コンビナート

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
河川海域のBOD・COD・全窒素・全りん環境基準適合率	73.7%	85.0%	100%
大気環境基準達成率（総合計画指標）	84.7%	85.6%	86.4%
汚水処理人口普及率（総合計画指標）	92.7%	96.3%	97.1%

<関連計画>

- ・ 倉敷市生活排水対策推進計画
- ・ 倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン
- ・ 倉敷市地域公共交通網形成計画

施策 9

水質汚濁の防止

- 水環境の状況を把握するために河川、海域などの水質を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、水質汚濁防止法等に基づく立入検査など、工場・事業場に対して排水基準の遵守を指導します。また、各種イベントや環境学習等において、生活排水対策の啓発活動を実施します。
- 健全な土壌環境を維持するために、土壌汚染対策法などに基づき、汚染土壌の拡散防止措置の指示等による土壌汚染対策を実施します。
- 下水道、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備や既存施設の維持管理などを適切に行い、公共用水域における良好な水環境を継続的に実現します。



工場排出水の採水



大気測定車

施策 10

大気汚染の防止

- 大気環境の状況を把握するため、市内の大気測定局で、大気汚染物質の常時監視及び測定を行います。
- 大気環境を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、工場・事業場に対して、大気汚染物質の排出基準や総量規制基準の遵守、施設改善、揮発性有機化合物の削減対策などを指導します。また、アスベスト飛散防止対策や自動車公害対策等を進めます。
- PRTR 制度に基づき、化学物質を製造・使用する事業者に対し、適正な届出を指導することによって、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、化学物質の排出量等の情報を提供します。〈 施策 9 「水質汚濁の防止」 共通 〉

政策領域 ・SDGs	生活環境の確保 
政策 ⑥	快適な生活環境の確保に努めます

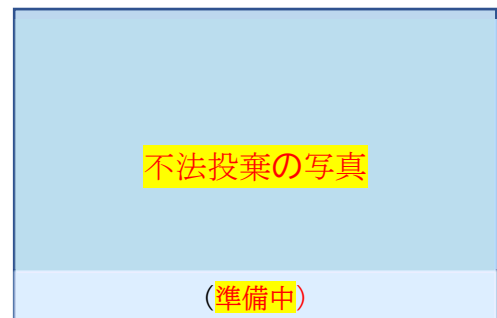
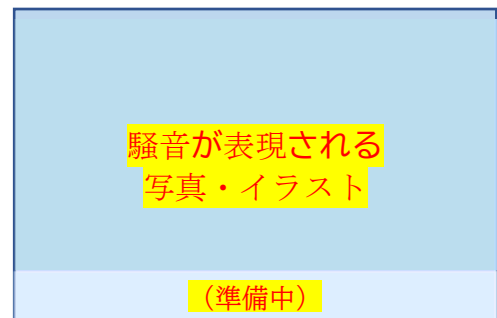
<現状と課題>

私たちは日常生活、工場・事業場や自動車・鉄道等に起因するさまざまな‘音’‘におい’を感じながら生活をしています。また、快適な生活を営むために、‘ごみのない清潔できれいなまち’を保てるよう心掛けています。

しかし、私たちの生活環境を損なうものとして、工場・事業場、建設作業、交通機関等に起因する騒音・振動・悪臭といった感覚公害があり、人によって感じ方にばらつきがある難しい環境問題となっています。また、ごみのポイ捨てや不法投棄などにより、地域の環境美化が損なわれています。

このような問題を改善し、快適な生活環境にするためには、騒音・振動・悪臭の発生源への対策が必要であり、また、環境美化行動の実施を広く呼び掛けることが必要です。

さらに、日々の暮らしを快適なものとするためには、安全でおいしい水を安定的に供給することが欠かせません。そのためには、水道施設の計画的な更新や耐震化が必要です。



<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
清掃活動に参加している人の割合 (総合計画指標)	65.5%	72.0%	75.0%
水道水を飲料水として直接飲んでいる人の割合 (直接飲用率)(総合計画指標)	96.9%	97.5%	98.0%

<関連計画>

- ・くらしき水道ビジョンー2019ー

施策1.1

騒音・振動・悪臭の規制、環境美化の推進

- 騒音・振動・悪臭の相談が寄せられた工場・事業場等へ立入等を行うとともに、防音・防振・防臭対策について、発生源への指導・依頼等を行います。また、環境騒音の状況を把握することにより、その改善に努めます。
- 全市一斉ごみ0（ゼロ）キャンペーンなど、市民や団体、事業者による自主的な地域の環境美化活動を支援します。
- 不法投棄監視員による巡回・監視活動を強化し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。



清掃活動の写真

(準備中)

施策1.2

安全でおいしい水の安定供給

- 健全な水環境を守るため、啓発活動を進めるとともに、水道利用者の求めるニーズを的確に捉え、水道事業サービスの向上を図ります。
- 水道施設などの効率化や耐震化を含めた整備を進めるとともに、広域での連携強化も含めて多発する自然災害への対応を強化し、災害時の水道被害を最小限に食い止めることをめざします。防

基本目標

4

リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち

目標15
を追加

政策領域
・SDGs

廃棄物の発生抑制・再使用



政策 ⑦

廃棄物の発生抑制・再使用を進めます

<現状と課題>

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会を形成し、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因となっています。

こうした状況を踏まえ、資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生の抑制（Reduce：リデュース）、積極的な再使用（Reuse：リユース）、再使用が不可能なものは再生利用（Recycle：リサイクル）、いわゆる3Rの取組を進めています。

今後、この取組をさらに進めるため、環境負荷の少ないリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rを優先し、一人ひとりの意識・行動を変えていくことが必要となっています。

検討中



砂浜に打ち上げられたプラスチックごみ

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
1人1日あたりの家庭ごみ排出量（総合計画指標）	509 ㌔/人/日	469 ㌔/人/日	440 ㌔/人/日
事業ごみ（一般廃棄物）の年間排出量（総合計画指標）	70,849 t	66,817 t	62,814 t

<関連計画>

- ・ 倉敷市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 倉敷市食育推進計画

施策1.3

廃棄物の発生抑制

- 市民・事業者・行政のそれぞれが相互に連携・協働し、循環型社会の形成のためマイバッグ・マイ箸運動や食品ロス削減の推進など“できるだけごみにしない”という、廃棄物の発生自体を抑制するリデュースを進めています。
- 生ごみの水切りの啓発や家庭向けの生ごみ処理容器の購入補助など、廃棄物の減量化を進めます。
- 内陸部から河川を通じて流入する「海ごみ」の発生抑制のため、普及啓発等を行ないます。



マイバッグ店頭啓発



生ごみ処理容器

施策1.4

廃棄物の再使用促進

- リサイクル推進センターの体験講座などを通じて、生活の中で不要になったものを捨てる前に「まだ使えないか」「他の利用方法がないか」の再考を促進するなど、再使用につなげる取組を推進します。
- リサイクル推進センターを拠点とした、木製品・衣類・書籍、エコバッグ等のリユース事業などを通じて、再使用の推進に努めます。

政策領域 ・SDGs	廃棄物の再生利用       
政策 ⑧	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます

目標15
を追加

<現状と課題>

廃棄物の中には適正な処理を行わないと地球環境に多大な負荷を与えるおそれがあるものがあり、ペットボトルや小型家電などは、法律によりリサイクル（再生利用）が努力義務とされています。

本市のごみ処理においては、資源ごみとして回収したごみの資源化を図るとともに、地域の団体等においては、自主的に資源回収が進められています。

環境負荷を踏まえ、効率的・効果的なリサイクル（再生利用）を進めるためには、ごみ出し時の適正な分別の推進が求められるとともに、廃棄物を「資源」として捉え、効率的に資源循環を促進する廃棄物処理施設を整備するなどハード面の取組が必要になります。

また、排出事業者へ適正な処理方法の周知徹底を図るとともに、不法投棄を防止するための監視・パトロールを強化することが重要です。

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
リサイクル率（総合計画指標） ※ 参考：（ ）内は資源循環型施設分を含むリサイクル率。施設は令和6年度末で事業終了。	11.4% (※46.0%)	22.3%	25.3%
最終処分率	1.8%	1%台以下を維持	1%台以下を維持

<関連計画>

- 倉敷市一般廃棄物処理基本計画

施策15

廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進

- 燃やせるごみや資源ごみ等、ごみの分別徹底の促進を図るとともに、回収したペットボトル等の資源ごみについては再商品化事業者引き渡しなど、リサイクルを推進します。
- 新たに、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等を整備し、安定的かつ適切な廃棄物処理を行うとともに、エネルギーの回収や資源循環の促進を図ります。

資源ごみの写真

(準備中)



清掃工場での搬入物検査

施策16

廃棄物の適正処理

- 排出事業者に対し、訪問指導等で、徹底した廃棄物の減量化・資源化を促すとともに、処理事業業者に対し、現地調査や搬入物検査等で、適正処理に向けた指導・監督を行うなど、適正処理を推進します。
- 広報紙や事業者向けパンフレット等で廃棄物適正処理の協力を呼び掛け、市民や事業者の意識の向上を図ります。
- 産業廃棄物の処分に当たっては、処理事業者へ電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）システムを推進することで不法投棄等の不適正処理を防止します。

基本目標
5

脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち

政策領域 ・SDGs	      
政策 ⑨	☆温室効果ガス排出量の削減に努めます

<現状と課題>

近年、経済活動や家庭から二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出され、地球温暖化は今後も増々進行するとされており、わが国でも2015年にCOP21で合意した「パリ協定」のもと、温室効果ガス削減の対策が進められています。

本市は、水島コンビナートを有し、エネルギー多消費型の産業が多く立地しているため、全国的にみても温室効果ガス排出量が多いという特性があります。事業者の自主的な取組みや、住宅・公共施設への省エネルギー機器・設備の導入などにより、温室効果ガス排出量は年々削減されていますが、今後も引き続き削減に向け取り組まなければなりません。

今後も温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化の進行を抑えるためには、すべての市民・事業者・行政等の各主体が、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー導入の推進、温室効果ガスの排出が少ないエネルギーへシフトするなどの緩和策（温室効果ガスの排出削減対策）に取り組む必要があります。

そして、脱炭素社会の実現に向けて、市民一人ひとりが地球温暖化を緩和するために必要な知識を身に付け、環境にやさしい事業活動やライフスタイルへ転換することが重要です。

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
市全体から排出される温室効果ガスの削減割合 (総合計画指標) (H25年度 34,519千t-CO ₂ 比)	<u>5.0%削減</u> (H29)	<u>8.3%削減</u> (※)	11.6%削減 (※)
<u>産業部門での温室効果ガス排出量／年</u>	<u>26,401千t-CO₂</u> (H29)	<u>26,208千t-CO₂</u> (※)	<u>26,043千t-CO₂</u> (※)
世帯あたりの温室効果ガス排出量／年 (総合計画指標)	5,037kg-CO ₂ (H29)	4,300kg-CO ₂ (※)	3,800kg-CO ₂ (※)
<u>太陽光発電システムの導入件数（10kW未満）</u> (総合計画指標)	<u>18,642件</u>	<u>25,000件</u>	<u>30,000件</u>

(注) 現状値 (H29) については、令和元年の数値が未公表のため、最新の数値 (平成29年度) を掲載しています。

また、上記 (※) の目標値については、今後、国と県の動向を見ながら、再設定します。

<関連計画>

- ・ 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・ 倉敷市立地適正化計画
- ・ 倉敷市地域公共交通網形成計画

施策 17

事業者・公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入促進

- 事業者や公共施設への省エネルギー機器・設備や太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備の導入を促進し、市全体の温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 住宅やオフィスビル等について、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の導入などによる建物のエネルギー収支ゼロ化を推進します。
- 環境負荷の低減や省力化のため、流通事業者が進める輸送網の集約や輸配送の共同化に資する施設や設備の整備に対し、助成制度による支援を行います。
- ごみ処理施設等で自家発電した電力を他の市施設で消費できる仕組みを構築し、電力の地産地消を推進します。

施策 18

環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルへの転換

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等が、利便性の高い公共交通沿線にまとまって立地し、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、コンパクトなまちづくりを推進し、自動車利用の低減やエネルギーの効率利用等に繋がります。
- 自家用車利用から徒歩・自転車や公共交通を利用して暮らすライフスタイルへの転換を促進します。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、環境性能に優れた自動車の普及を推進します。
- 省エネルギー、再生可能エネルギー設備が導入されるよう、各助成制度を実施するとともに、普及啓発等を行います。
- 市民に対し、グリーンくらしエコアクションの実践を普及啓発します。

（注） 「グリーンくらしエコアクション」については、資料編の「資料 15、16」を参照

政策領域 ・SDGs	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と雇用革新の未来をつくらう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナリシップで目標を達成しよう
政策 ⑩	☆地域特性に応じた適応策を実施します

<現状と課題>

現在、世界的な地球温暖化の進行に伴い、大雨の頻度の増加や、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などの影響が現れており、今後、これらのリスクは更に高まることが予測されています。

こうした気候変動の影響に対し、市民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策（温室効果ガスの排出削減対策）に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減を図る適応策に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが重要です。

行政は、地域に応じた気候変動適応に関する施策や具体的な取組事例等に関する情報の提供等を通じて、市民、事業者等の多様な関係者の適応策に対する理解を醸成し、それぞれの主体による気候変動適応の促進を図らなければなりません。また、市民、事業者等と行政が協働し、地域における適応策を効果的に推進するよう努める必要があります。

イラスト
(準備中)

イラスト
(準備中)

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
熱中症搬送患者数／年	317人	300人以下 を維持	300人以下 を維持
災害発生時のために、日頃から家族で備えている人の割合（総合計画指標）	58.3%	90%	100%

<関連計画>

- ・ 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
- ・ 倉敷市立地適正化計画
- ・ 倉敷市雨水管理総合計画
- ・ 倉敷市国土強靱化計画

施策 19 市民生活・事業活動等への影響に対する適応策

- 気候変動によって既に起こっている影響や今後起こり得る影響に対処するため、情報を収集・整理し、地域特性に応じた適応策を計画的に実施します。
- 熱中症予防のため、市民への普及啓発を進めます。
- 感染症対策のため、下水道施設を整備することにより、病原体を媒介する蚊等の発生を抑制します。
- 電気自動車等と住宅等の間で相互に電力供給するための充放電設備（V2H）の設置を促進します。
- 生き物等の自然環境を調査し、生き物の分布図の経年変化を把握し、調査結果を公表することで、生物多様性の保全を図ります。

施策 20 頻発化・激甚化が懸念される災害への適応策

防

- 田んぼダムの導入、ため池ハザードマップの整備、農業用ため池の改修等に取り組み、大雨などのへの防災・減災を図ります。
- 下水道施設の整備、雨水利用の促進等に取り組みます。
- 市道整備時に、歩道の舗装を透水性舗装とすることで、降った雨を直接河川や水路に流さずに地下に浸透させ雨水の流出を抑制します。
- 立地適正化計画に基づき、土砂災害や水害などの災害リスクの低い場所へ、居住と都市機能の誘導を図ります。
- 大規模災害マニュアルや土砂災害マニュアルを作成し、局地的な集中豪雨等による水害や土砂災害に対応します。
- ハザードマップやタイムラインを作成し、「自助」「共助」「公助」の防災理念のもと、防災訓練や防災教育などを通じて、市民の更なる防災・減災意識や知識の向上を図ります。
- 平成30年7月の豪雨災害の経験や課題を踏まえ、災害廃棄物に係る処理計画や初動マニュアルを作成します。
- 自然災害から事業者が従業員・資産を守り、業務の早期復旧体制を作るためのBCPの策定を推進します。
- 災害発生時の情報収集拠点となる倉敷館、倉敷物語館に停電時でも利用できる無線公衆LANを整備し、観光客の安心・安全性の向上を図ります。

共通目標

5つの基本目標を達成するために

政策領域
・SDGs

環境意識の向上



政策 ⑪

★環境意識を持ち行動できる人を育てます

<現状と課題>

持続可能な社会をつくるために、私たちは地球温暖化や自然破壊など多岐にわたる地球規模での環境問題に適切に対応し、豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民に環境問題に対して正しい知識を持っていただくために、講演会や出前講座をはじめ、公民館、環境学習センターやクルクルセンターなどの環境関連施設で講座や体験会、自然史博物館などで自然観察会などを実施し、市民意識啓発・知識習得のための環境教育・環境学習を行ってきました。

豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、環境学習・環境活動の場や機会の推進や次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実をさらに進めるとともに、私たち一人ひとりが環境問題に対して正しい知識を持ち、日常生活や事業活動など身近なところから環境への負荷の少ない行動を実践していく必要があります。

環境学習センター

(準備中)

検討中

<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後目標値 (R7)	10年後目標値 (R12)
環境学習満足度(総合計画指標)	88.9%	90.5%	92.0%
環境教育・環境学習講座受講者数	13,380人	14,500人	15,500人

<関連計画>

- ・倉敷市教育振興基本計画

施策2.1

市民への環境学習の推進

- 子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習・体験の場や機会が得られるよう、環境学習センター・クルクルセンター等の環境関連施設や市民学習センター・公民館・自然史博物館等の公共施設での出前講座、自然観察会や環境イベント等の充実を図ります。
- 地域やNPO等の団体と協働・連携し、環境学習や体験活動を進めます。



施策2.2

次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進

- 市民・団体・事業者・行政などが相互に連携を図りながら、家庭・学校・地域など多様な場で、環境学習プログラムづくりや山・川・海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくりなど、子どもたちへの環境教育の充実を図ります。
- 自らの学びを支援するため、計画的に施設や設備を充実させるとともに、より魅力的な事業を実施するよう努めます。



第4章

市民・事業者に求められる取組

基本目標

1

自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち

● 「自然環境の保全」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・ 休日は、山や川などに出かけ、自然に親しむようにしましょう。	・ 事業活動に伴う地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。
・ 外来生物や、他の地域に生息する動植物を放したり植えたりするのはやめましょう。	・ 開発行為を行うときは、優れた自然環境や野生の動植物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
・ 里山などの身近な自然を守る活動に、参加・協力しましょう。	・ 地域で行われている自然保護活動に、参加・協力しましょう。
・ 購入した動植物は責任を持って最後まで飼育・栽培し、自然に放すことはやめましょう。	・ 環境保全基金などの環境保全等に関する基金や募金などへの支援に心掛けましょう。

● 「環境・経済・社会の調和」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・ 環境ラベルについての知識を高め、環境負荷の少ない商品を選ぶなど、環境に配慮した消費活動を心掛けましょう。	・ 省エネ性能の高い製品や技術の開発に努め、環境に関する製品などの情報を積極的に公表しましょう。
・ 電化製品などを購入する際は、省エネルギー性能の高い製品を選びましょう。	・ ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムに取り組みましょう。
・ 食材などを購入する際は、地元で採れたものを選ぶなど、地産地消を心掛けましょう。	・ グリーン購入などに心掛けましょう。

● 「緑の保全、緑化の推進」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・ <u>ガーデニング、鉢植え</u>や庭木の植栽などの身近な緑化に努めましょう。 ・ <u>身近な公園や緑地に足を運び、緑にふれあう機会を増やしましょう。</u> ・ <u>緑化イベントや自然観察会など</u>に参加しましょう。 ・ 不要になった樹木をむやみに伐採せず、移植や必要な人に譲るなど、緑のリサイクルに心掛けましょう。	・ 敷地内や事業所周辺の緑化に努めましょう。 ・ 事業所施設のベランダ、壁面、屋上の緑化に努めましょう。 ・ 緑化基金などの緑化に関する基金や募金などへの支援に心掛けましょう。 ・ 開発行為などを行う場合は、木の伐採などは極力控え、最大限に今ある自然を活かしましょう。

● 「景観づくり」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・ 地域の風土や周辺の自然環境などを損なわないように配慮して<u>増改築や建築を</u>しましょう。 ・ 地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に努めましょう。 ・ 地域の風土や周辺の自然環境に調和した素材・材料の活用に配慮しましょう。 ・ 地域の祭りや郷土芸能などに参加し、歴史文化を継承しましょう。	・ 地域の町並みや周辺の自然環境の他、眺望などを損なわないよう景観に配慮して<u>築造や建築を</u>しましょう。 ・ 地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に、協力・支援しましょう。 ・ 地域の風土や周辺の自然環境に調和した意匠や素材・材料の活用に配慮しましょう。 ・ 地域の景観形成や施設の維持管理など、住民のまちづくり活動に協力・支援しましょう。

基本目標

3

水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち

● 「水環境、大気環境の保全」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・ <u>陸のごみが川や海に流れ込み、水を汚す結果となることを意識し、ごみを持ち帰るなどの行動につなげましょう。</u>	・ 工事中は、土砂や濁水が河川等に流出しないようにしましょう。
・ 家庭から排出される生活雑排水（台所や風呂場からの排水）が、河川や水路の汚濁の<u>原因の一つ</u>になっていることを認識しましょう。	・ 水質汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、定期的に排水の水質検査を実施して、水質の把握・公表を行いましょ
・ 雨水貯留槽を設置し、庭への散水や庭木への水やりを使用するなど、雨水を有効利用しましょう。	・ 敷地内の土壌面の確保や浸透性舗装を行うなど、雨水の地下浸透に配慮しましょ
・ 自動車などを駐車、停車するときは、不要なアイドリングをやめましょう。	・ 大気汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、原因となる物質の排出抑制や適正処理を行いましょ
・ 近距離の移動のときには、自転車や徒歩での移動に心掛けましょう。	・ 物流の合理化や自動車交通量の抑制に努め、輸送効率を向上させましょう。
・ 自動車の使用を控え、公共交通機関の利用に心掛けましょう。	・ 通勤時に電車・バスなどの公共交通機関や、自転車利用を奨励するなど、マイカー通勤の見直しを推進しましょ
・ 環境性能に優れた自動車の購入や、エコドライブを行いましょ	・ 環境性能に優れた自動車の導入や、エコドライブに取り組みましょ

● 「生活環境の確保」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・ テレビやピアノ、ペットの鳴き声などの近隣騒音に配慮し、お互いに迷惑を掛けないように心掛けましょう。	・ 低騒音・低振動型の機器の整備や、工法の採用によって、騒音・振動を低減しましょ
・ 空き缶やタバコの吸殻など、ごみのポイ捨てはやめましょう。	・ 悪臭の発生源を把握し、適切な施設管理をし、発生防止に努めましょう。
・ 自宅の周りや地域の、美化・清掃活動に参加しましょう。	・ 事業所内はもとより、周辺の美化・清掃にも努めましょう。

● 「廃棄物の発生抑制・再使用」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
不要なものは買わない、買いすぎない。購入する場合でも、耐久性に優れた商品を選びましょう。	繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品や再生品等の製造、販売に努めましょう。
過剰包装の品物を選ばないなど、包装類によるごみの発生を抑制しましょう。	容器包装の簡素化に取り組みましょう。
不要になった衣類などはリフォームにより再利用するなど長く使用しましょう。	使い捨て品（例：紙コップ、割り箸、使い捨て弁当容器等）を繰り返し使えるものに替えましょう。
食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロスを削減しましょう。	オフィスで使用する消耗品などは、再生品やリターナブル製品などの環境に配慮した商品の使用を心がけましょう。
マイバック・マイ箸・マイカップを持参しましょう。	製造過程で発生する廃棄物の抑制、再生利用に取り組みましょう。

● 「廃棄物の再生利用」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
ごみは分別方法や収集日などのルールを守り、適正に分別して出しましょう。	廃棄物の減量化・分別の徹底を図るとともに、マニフェスト等を活用し、適正な処理・処分を行いましょう。
市内の小売店等（リサイクル協力店）が行う、ペットボトルやトレイなどの店頭回収に積極的に協力しましょう。	販売店において、ペットボトル等のリサイクル協力店として店頭回収事業に協力しましょう。
ビールびんなどのリターナブルびんは、販売店へ返却しましょう。	不法投棄などを行わないよう関連法令を遵守しましょう。
P T Aや子ども会が実施している、再生資源物の集団回収に協力しましょう。	分解や解体がしやすく、リサイクルが容易な商品の製造や販売に努めましょう。

基本目標
5

脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち

● 「温室効果ガス排出量の削減」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
地球温暖化問題に関心を持ち、イベントや環境学習の場へ積極的に参加しましょう。	高効率な設備・機器・プロセスの積極的な導入を進めましょう。
公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動を心掛けましょう。	モーダルシフト（輸送・交通手段の転換）や、環境性能に優れた自動車の導入に取り組みましょう。
太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入に取り組みましょう。	太陽光エネルギーやバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの積極的な導入を行いましょう。
グリーンくらしきエコアクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルに取り組みましょう。	グリーンくらしきエコアクションに取り組みましょう。

（注） 「グリーンくらしきエコアクション」については、資料編の「資料15、16」を参照

● 「環境意識の向上」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
私たちの日常生活と環境問題との関わりについて、家族や友人などと話し合う機会を持ちましょう。	従業員向けの環境保全に関する研修会などを実施しましょう。
市や民間団体（NPOなど）などが開催する、環境学習会や環境保全活動などへ積極的に参加しましょう。	市や民間団体（NPOなど）などが開催する、環境学習会などへ参加・協力しましょう。
ニュースや新聞記事などで、環境問題に関する情報を調べましょう。	ホームページや施設見学などを通じて、自社の環境配慮に関する情報を広く公表しましょう。

地区別の重点取組

【玉島・船穂・真備】

取組の方向性【自然環境・水環境の保全】

＜現状と課題＞

玉島・船穂・真備地区には、北部をとりまく山林などの豊かな自然環境、南部に広がる美しい瀬戸内海や沙美海岸、地区を流れる高梁川、小田川、溜川などの豊かな水環境を有しています。真備を中心に起こった豪雨災害の復興に伴い、自然環境や水環境の保全が必要とされています。

＜市民が意識して取り組む行動＞

- ・ 自然を守るため、川や海にごみを捨てないで、持ち帰りましょう。

＜事業者求められる取組＞

- ・ 開発行為を行うときは、自然環境の保全に努めましょう。また、定期的に排水の水質検査を実施し、水質の把握・公表を行いましょ

各地区にお住まいの方、
特に力を入れてほしい
通勤・通学されている方に
取組



【倉敷・庄・茶屋町】

取組の方向性【廃棄物の発生抑制・再利用の徹底】

＜現状と課題＞

倉敷は市内8地区の中で最も人口が多く、美観地区をはじめ県内屈指の観光地である。また、庄・茶屋町はベッドタウンとして、人口が増加している。この3地区は、家庭ごみ、事業ごみの排出も多いため、一人ひとりが少量でもごみの減量を実施することで、地域全体では大きな削減につながります。

＜市民が意識して取り組む行動＞

- ・ 不要なものは買わない、買い過ぎないようにしましょう。また、食材の使い切りや食べきりなどにより食品ロスを削減しましょう。

＜事業者求められる取組＞

- ・ 製造過程で発生する廃棄物の抑制・再利用に取り組ましましょう。

【水島】

取組の方向性【大気環境の保全】

＜現状と課題＞

臨海部には、水島臨海工業地帯が広がっており、一時の深刻な大気汚染は格段に改善されたものの、周辺地域のさらなる環境改善・保全に向けた取組が求められます。

＜市民が意識して取り組む行動＞

- ・ 自動車の不要なアイドリングを止め、近距離移動のときには、自転車や徒歩で移動するようにしましょう。

＜事業者求められる取組＞

- ・ 大気汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、原因となる物質の排出抑制や適性処理を行いましょ

【全地区共通】

取組の方向性【環境意識 向上、温室効果ガスの削減】

＜市民が意識して取り組む行動＞

- ・ 環境意識を持ち行動できるようになりましょ
- ・ 温室効果ガス排出量削減のイフスタイルにかえましょ

＜事業者求められる取組＞

- ・ 従業員向けの環境保全研修会の開催や市や民間団体が開催しましょ
- ・ 再生可能エネルギーの積極的な導入を行いましょ

【児島】

取組の方向性【景観づくり、環境美化の推進】

＜現状と課題＞

瀬戸内海国立公園に指定されている場所もあり、下津井など歴史的な町並みや瀬戸大橋など多様な景観資源を有し、これからも、これらのすばらしい景観や自然を維持し、次代に繋げていく必要があります。

＜市民が意識して取り組む行動＞

- ・ 自宅周りの美化に努めるとともに、地域の清掃活動に参加しましょ

＜事業者求められる取組＞

- ・ 事業所内はもとより、周辺の美化清掃活動に努めましょ

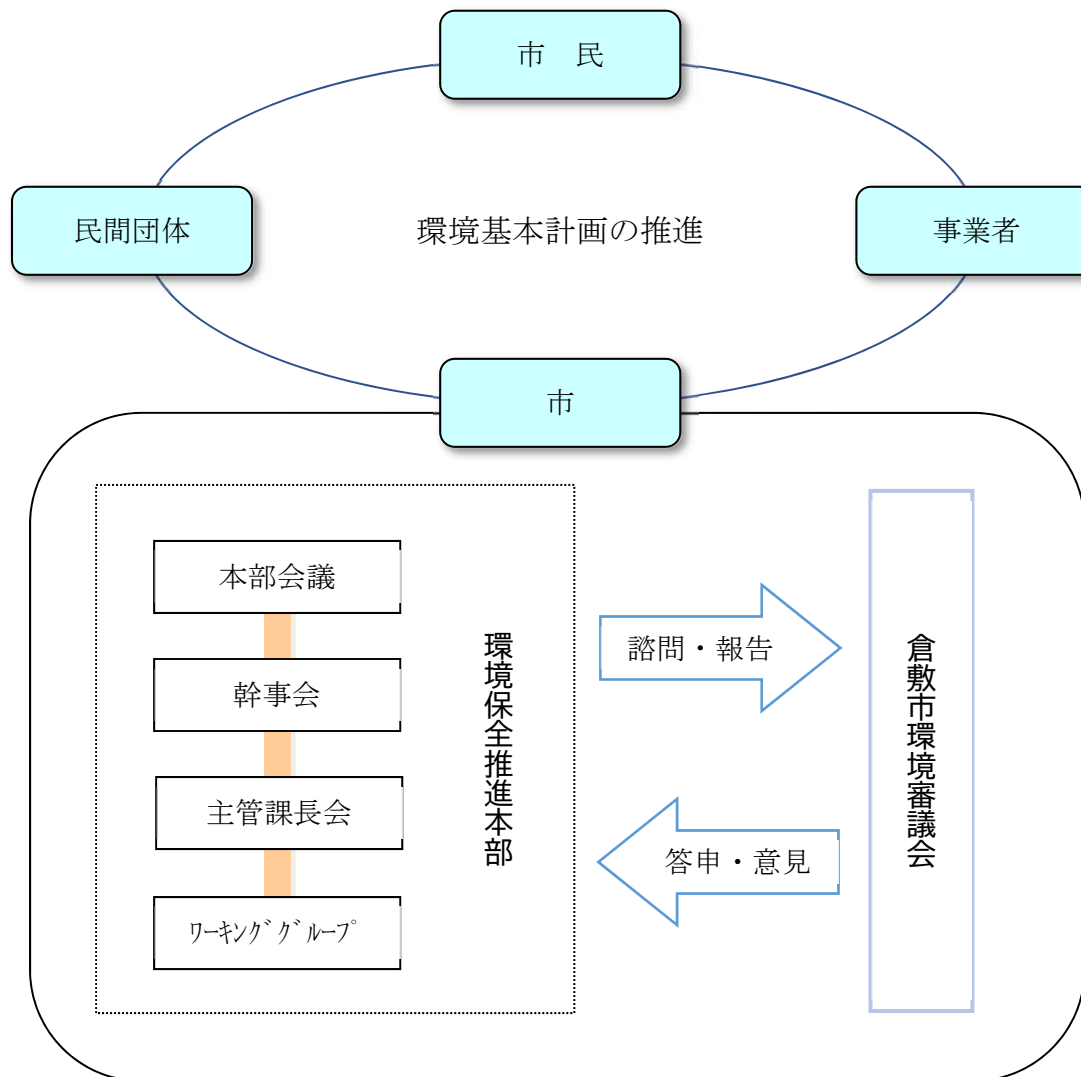
第 5 章

計画の推進

1 計画の推進体制

めざす環境イメージ「自然と人とが共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行う必要があります。

そのため、「倉敷市環境基本計画」の基本理念にのっとり、市民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、環境の保全、回復及び創造に関する共通の認識のもと連携しながら、自主的かつ積極的に環境の保全等を推進します。



(1) 倉敷市環境保全推進本部

環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び各局の長等で構成する「倉敷市環境保全推進本部」を設置し、環境基本計画に基づく施策の円滑な推進や進捗状況の把握など、環境の保全等に関する施策や事業の総合調整を行います。

本部会議の下には、部長級で組織する幹事会、課長級で組織する主管課長会などを設置し、施策や事業の計画的かつ効率的な推進を行います。

（２）倉敷市環境審議会

「倉敷市環境審議会条例」に基づき、環境の保全に関する基本的事項など、次に掲げる項について調査審議するために、市長の諮問機関として、学識経験者及び関係団体の代表者、公募市民などで組織する「倉敷市環境審議会」を設置しています。

環境基本計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じて審議し答申を行うとともに、計画の進捗状況などに対して意見・提言を行います。

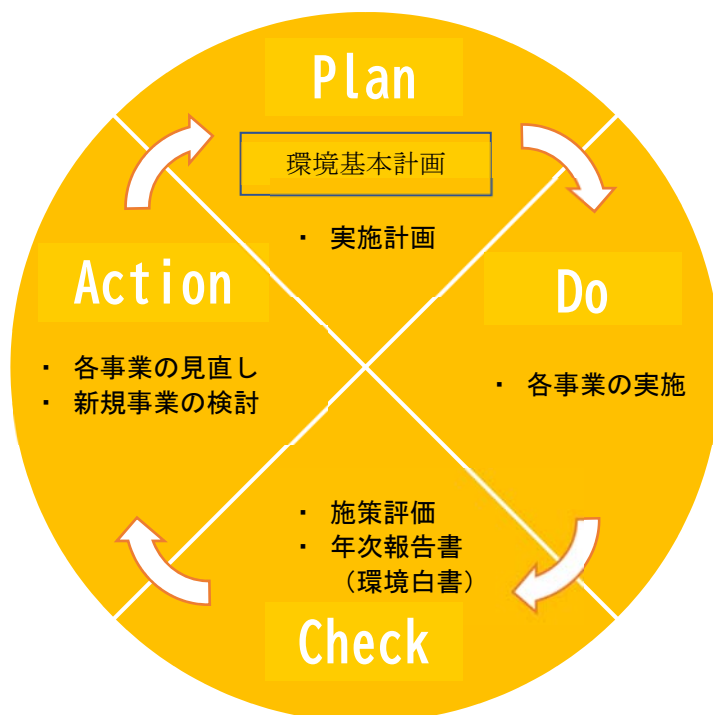
【調査審議事項】

- ・ 環境の保全に関する基本的事項
- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- ・ 自然環境の保全及び回復に関する重要な事項
- ・ その他、環境の保全上必要と認める事項

２ 計画の進行管理

この計画（Plan）を効果的に推進し、めざす環境イメージ「自然と人とが共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「倉敷市環境審議会」が、毎年度の進捗状況などに対して意見・提言を行い、市においては、その結果を公表するとともに、適時、事業の見直しなどを行っていきます。



資料編

- [1. 計画策定の基本的な考え方](#)
- [2. 計画の策定体制](#)
- [3. 計画策定の経緯](#)
- [4. 倉敷市環境審議会](#)
5. SDGs と本計画との関連
- [6. 市民、事業者へのアンケート調査結果](#)
- [7. グリーンくらしきエコアクション](#)
8. 倉敷市環境基本条例
- [9. 用語の解説](#)

1 計画策定の基本的な考え方

計画策定にあたっては、倉敷市第七次総合計画の基本構想と整合性を図り、基本的な方向性は第二次環境基本計画を引継ぎながらも、時代に即した計画となるよう作成しました。

また、特に施策体系の基本目標については、①「自然環境、環境・経済・社会の調和」、②「緑化推進・保全、景観づくり」、③「水・大気環境の保全、生活環境の確保」、④「リデュース・リユース・リサイクルが徹底された循環型社会の形成」、⑤「脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進」の5つの目標と、それら5つの目標を達成するための共通目標として「環境意識の向上」を掲げました。

さらに、次の2つの観点を新たに加え、策定に盛り込みました。

(1) SDG s

「SDG s」は、平成27年（2015年）国連サミットで採択され、本計画と同じく2030年を目標年とした世界共通の目標です。

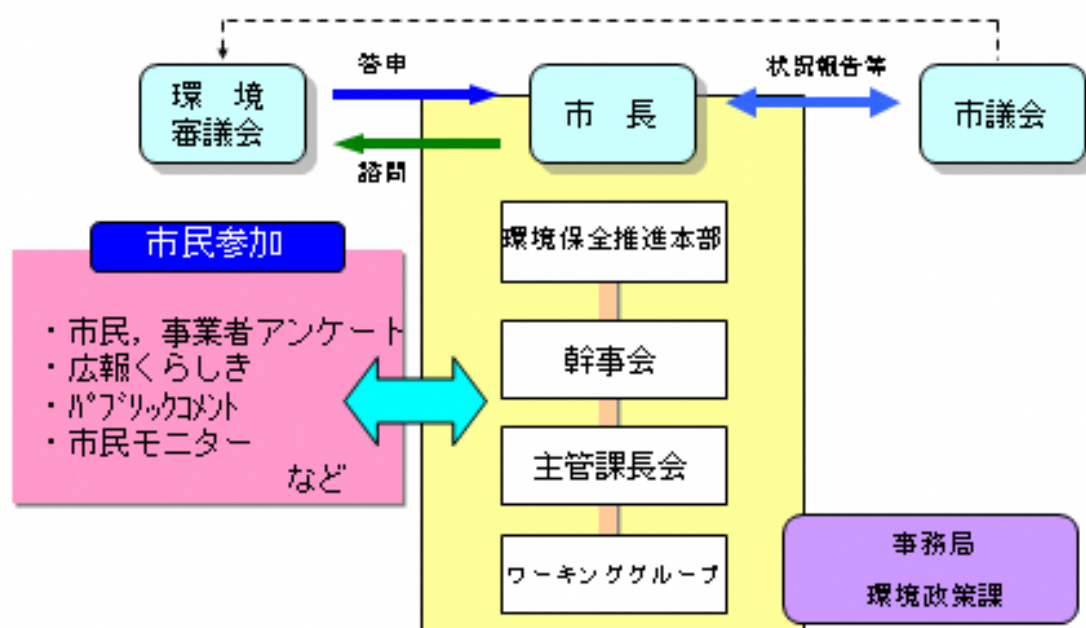
本計画においては、5つの基本目標と1つの共通目標の達成に向け、施策を推進できるようにSDG sを関連付けました。

(2) 防災・減災

平成30年7月に本市が見舞われた豪雨災害を教訓に、環境基本計画にも、防災・減災の視点を盛り込みました。

特に、基本目標5「脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち」の施策である、地球温暖化等の気候変動による自然災害への対応の観点をもつ「適応策」に、防災・減災の視点の多くを盛り込みました。

2 計画の策定体制



3 計画策定の経緯

		環境審議会	庁内体制		その他
			環境保全推進本部	ワーキンググループ	
令和元年度	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
令和2年度	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

4 倉敷市環境審議会

倉敷市環境審議会条例（一部抜粋）

平成11年3月26日

条例第1号

（設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、倉敷市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（1） 環境の保全に関する基本的事項

（2） 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項

（3） 自然環境の保全及び回復に関する重要な事項

（4） 前3号に掲げるもののほか、環境の保全上必要と認める事項

（委員）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 学識経験を有する者

（2） 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

倉敷市環境審議会委員名簿

(50音順)

会長 沖 陽子

副会長 田口 豊郁

氏 名	所属団体等
池田 満之	岡山ユネスコ協会 会長
伊東 裕紀	倉敷市議会 議員
大寫 茂	倉敷地区労働者福祉協議会 副議長
沖 陽子	岡山県立大学 理事長 兼 学長
尾崎 安彦	公募委員
片岡 博行	医療法人創和会 重井薬用植物園 園長
楠奥 浩庸	岡山県備中県民局環境課 課長
國枝 美智子	公募委員
篠塚 敬子	倉敷の自然をまもる会
島岡 浩恵	倉敷市立自然史博物館友の会 評議員
直原 美雪	倉敷市環境衛生協議会 常任理事
高嶋 幸慶	倉敷市立自然史博物館 館長
田口 豊郁	川崎医療福祉大学 医療福祉学部 教授
竹内 照	倉敷商工会議所女性会 副会長
中田 和義	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授
中田 美保子	倉敷市婦人協議会（児島婦人協議会）
増子 敏昭	E N E O S株式会社 水島製油所 副所長
宮野 善盛	倉敷芸術科学大学 生命科学部 名誉教授

倉敷市環境審議会への市長の諮問

環 政 第 7 3 1 号

倉敷市環境審議会

会 長 沖 陽 子 様

倉敷市第三次環境基本計画の策定について（諮問）

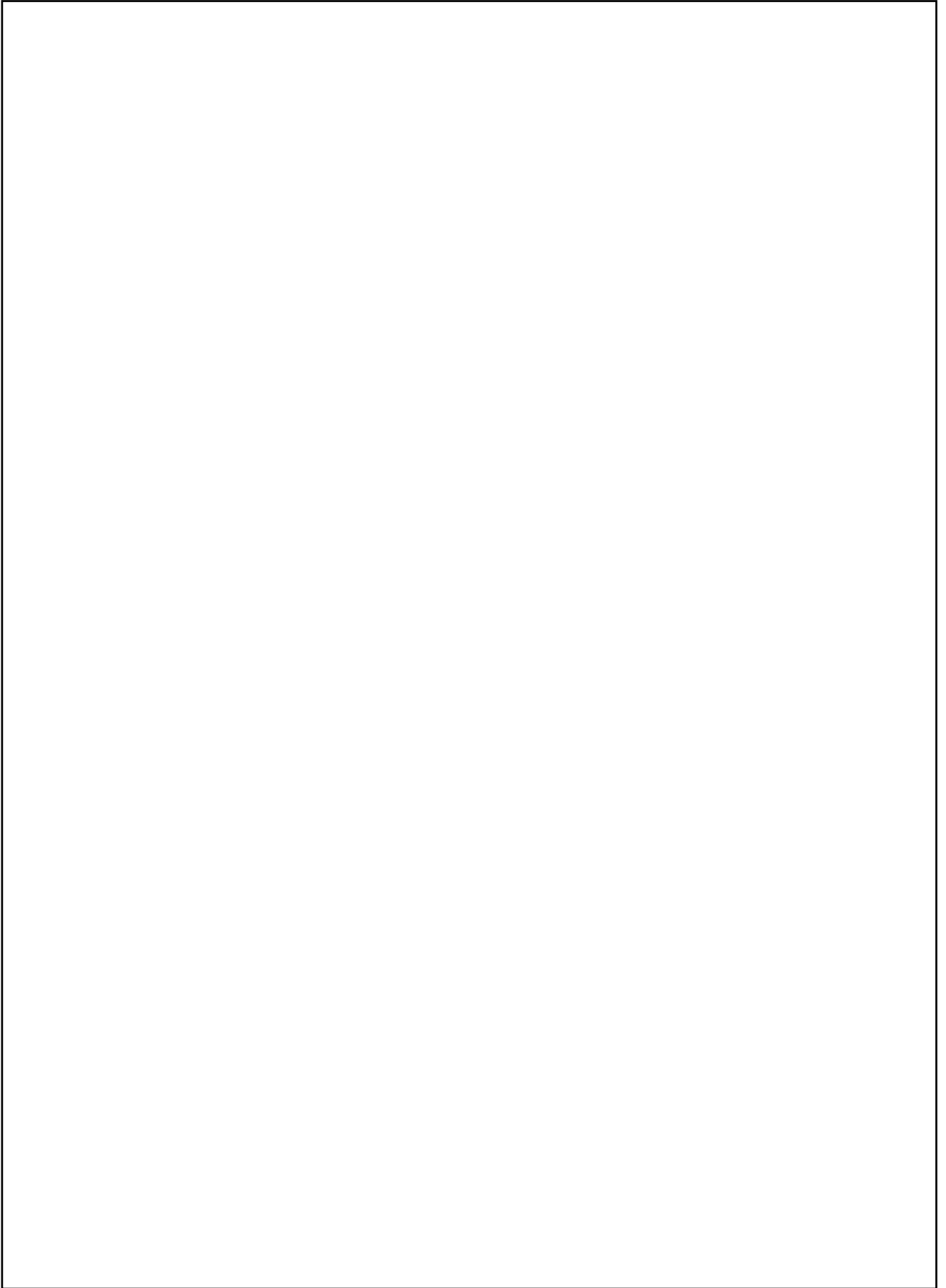
このことについて、倉敷市環境基本条例（平成11年倉敷市条例第34号）第8条第4項の規定に基づき、審議会の意見を問います。

令和2年6月25日

倉敷市長 伊 東 香 織



市長に対する倉敷市環境審議会の答申



5 SDGsと本計画との関係

SDGsと本計画との関連

SDGs のゴール	基本目標	政策領域	行政の役割
3 すべての人に健康と福祉を 	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進	緑の保全、緑化の推進等を行うことで、心身の健康を保ちます
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	水、大気環境の保全を行うことで、健康被害のないようにします 騒音・振動・悪臭の規制や環境美化の推進、おいしい水の提供により快適な生活環境の確保に努めます
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	適応策の実施	地球温暖化対策を進めることにより、市民の健康被害を軽減します
4 質の高い教育をみんなに 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全 環境・経済・社会の調和	計画掲げた目標達成ため、市民、事業者、団体等に啓発や環境学習・教育の推進、情報提供を行います
	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進 景観づくり	
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施	
	共通 5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	
6 安全な水とトイレを世界中に 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全	多様な生物が生息する水環境を保全します
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	公共用水域における良好な水環境の実現や水質汚濁の防止に努めます 安全でおいしい水を安定供給します
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	環境・経済・社会の調和	新たな省エネルギーやリサイクル等の環境関連技術や環境配慮製品の研究・開発のための設備投資を支援します
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の再生利用	焼却施設でのエネルギー回収と有効活用による省エネルギーの取組を推進します
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施	温室効果ガスの排出少ないライフスタイルの普及啓発を行います 地域特性に応じた適応策を実施します
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	環境・経済・社会の調和	環境に配慮した技術・産業改善により環境・経済・社会の持続可能性を向上に取り組みます
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 再生可能エネルギーの導入	
11 住み続けられるまちづくりを 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	環境・経済・社会の調和	環境マネジメントシステムを積極的に導入してもらうことで、環境経営を促進します
	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進 景観づくり	豊かな緑、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります 伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます 騒音・振動・悪臭の規制や環境美化の推進、おいしい水の提供により快適な生活環境の確保に努めます
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	レジリエント（弾力性のある）なごみ処理、し尿処理施設を整備・維持運営し、快適で災害に強いまちづくりを推進します
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施	温室効果ガス排出量の削減に努めます 地域特性に応じた適応策を実施します
	共通 5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	環境意識を持ち行動できる人を育てます

SDGs のゴール	基本目標		政策領域	行政の役割
12 つくる責任 つかう責任	1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	環境・経済・社会の調和	事業者に対し、施設の改善、有害な揮発性物性の削減など、環境保全対策の徹底を図るよう指導します
	3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全	
	4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	ごみ減量化・リサイクルの推進等(3Rの取組)による持続可能な消費の推進、食品ロスの削減を進めます
	5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減	温室効果ガスの排出少ないライフスタイルの普及啓発を行います
	共通	5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	環境意識を持ち行動できるよう普及啓発します
13 気候変動に 具体的な対策を	2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進	土砂災害の防止機能や洪水防止や水質浄化機能をもつ緑の保全に努めます
	5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施	気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量の削減、適応策の実施を進めます
	共通	5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	気候変動の緩和、適応に関する教育・啓発を行います
14 海の豊かさ を守ろう	1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全	河川海域の動植物の保全や種の保存など生物多様性の確保に努めます
	3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	河川海域の良好な水環境の保全に努めます 陸上活動による河川海域の汚染をなくすため、環境美化活動の推進や不法投棄の巡回・監視活動に取り組みます
	4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	分別の徹底、マイバック・マイボトルの活用など、ごみの削減により海の生態系を保全します
	共通	5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	環境意識を持ち行動できるよう普及啓発します
15 陸の豊かさ も守ろう	1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全	陸域の動植物の保全や種の保存など生物多様性の確保に努めます
	2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進	緑の保全、緑化の推進をすすめることにより、生物多様性を維持します
	3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	生活環境の確保	陸上活動による陸域汚染をなくすため、環境美化活動の推進や不法投棄の巡回・監視活動に取り組みます
	4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	川や海の汚染の原因にもなる、陸のごみ削減のための普及啓発、適正処理を推進します
	共通	5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	環境意識を持ち行動できるよう普及啓発します
17 パートナ シップで目標を達 成しよう	1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全 環境・経済・社会の調和	計画掲げた目標達成ため、市民、事業者、行政のパートナーシップを強化することにより、官民協働で環境保全を推進します
	2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進 景観づくり	
	3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	
	4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	
	5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施	
	共通	5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	
	共通	5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	
	共通	5つの基本目標を達成するための共通目標	環境意識の向上	

基本目標4
を追加

6. 市民・事業者アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果（16歳以上の市民）

市民の方が感じている、身近な環境についての考え、満足度や重要度を把握するために、市民アンケート調査を実施しました。

【アンケートの概要】

① 調査目的

- 市民の身近な環境についての考え、満足度や重要度等を調査し、第三次環境基本計画の策定のための基礎資料とする。

② 実施状況

・ 調査対象

令和元年10月1日現在、市内に居住する16歳以上の市民 2,500人（無作為抽出）

・ 調査期間

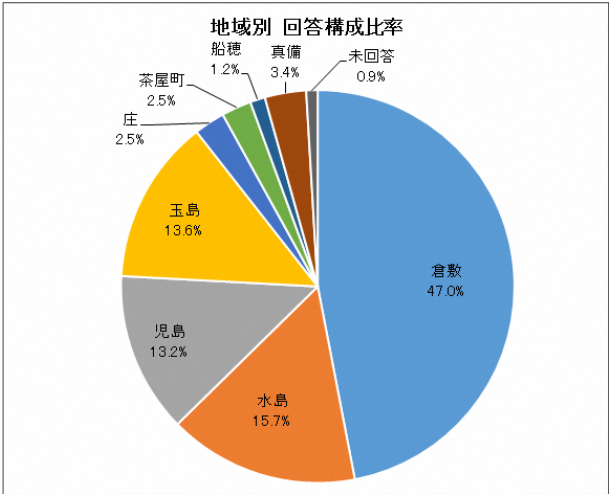
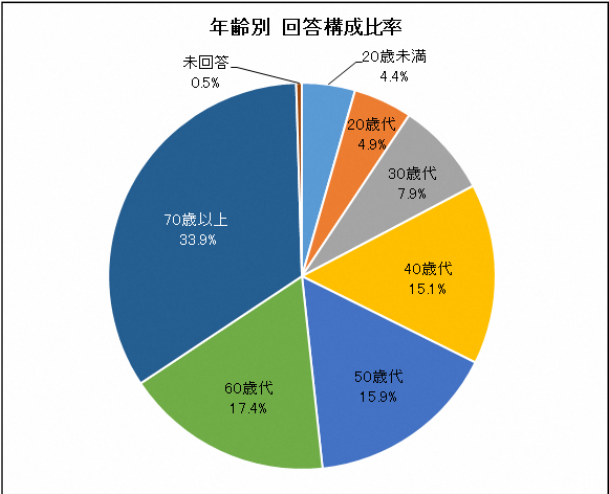
令和2年1月20日（月）～2月10日（月）

・ 調査方法

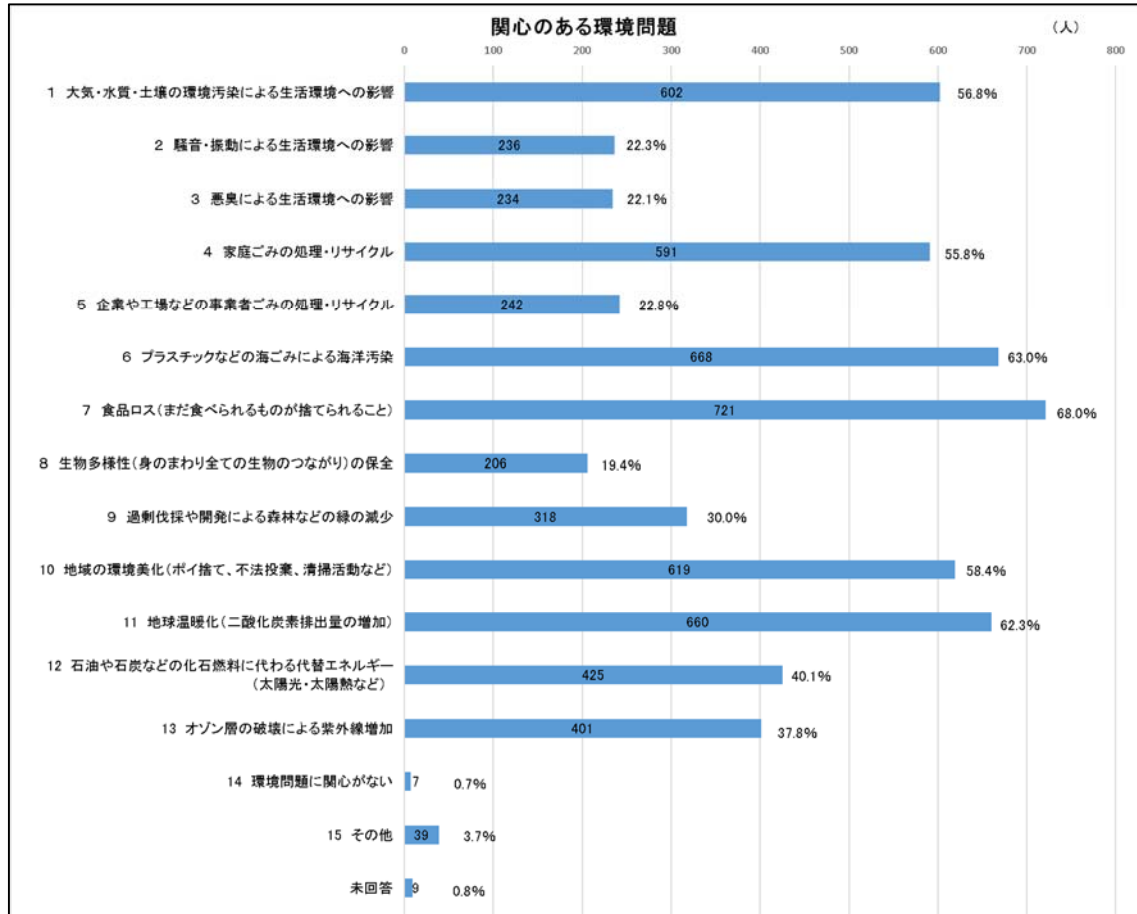
郵送調査

③ アンケート調査結果

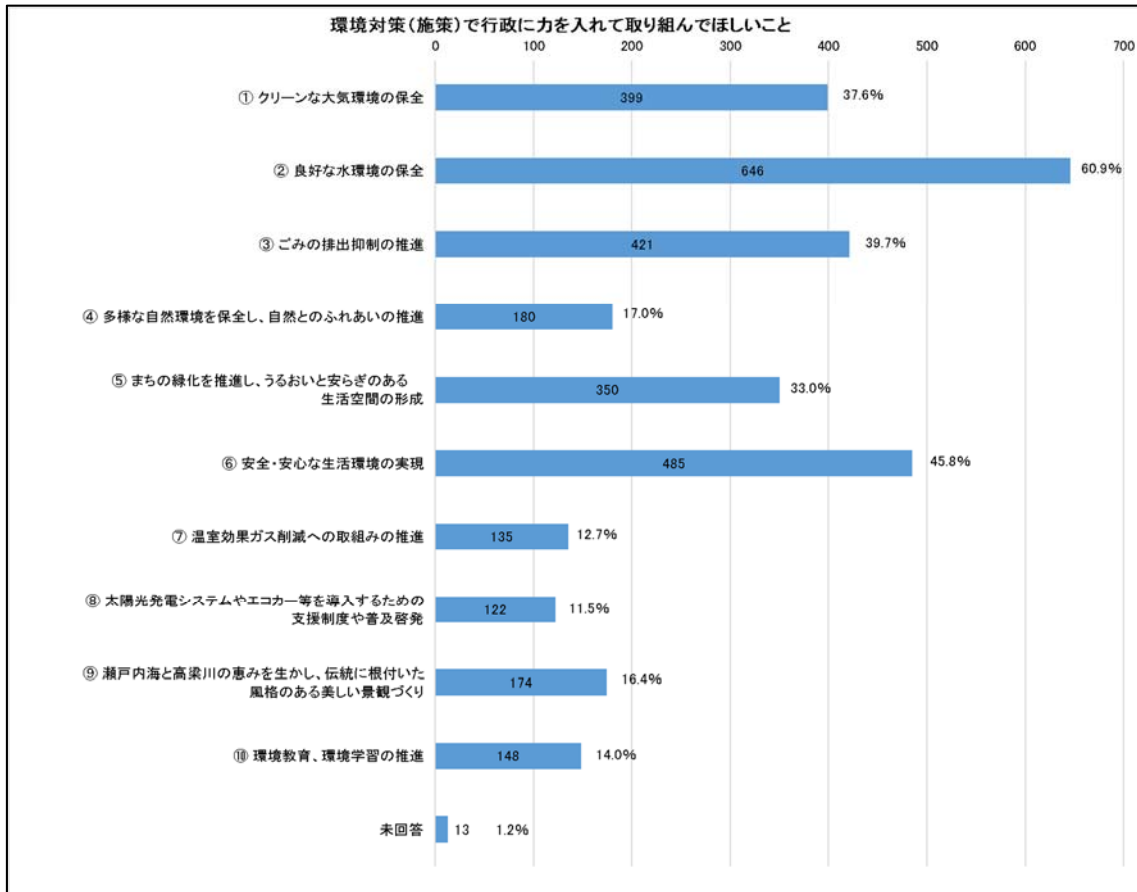
【有効回答者数（率）】16以上の市民 1,060人（42.4%）



【環境問題への関心度】



【行政に力を入れて取り組んでほしいと思う環境政策(施策)】



(2) 市民アンケート調査結果（小中学生）

市民の方が感じている、身近な環境についての考え、満足度や重要度を把握するために、市民アンケート調査を実施しました。

【アンケートの概要】

① 調査目的

- 子どもたちの身近な環境についての考え、満足度や重要度等を調査し、第三次環境基本計画の策定のための基礎資料とする。

② 実施状況

・ 調査対象

令和元年10月1日現在、市内小中学校に通う小中学生 843人
(内訳) 小学5年生 551人 中学2年生 292人

・ 調査期間

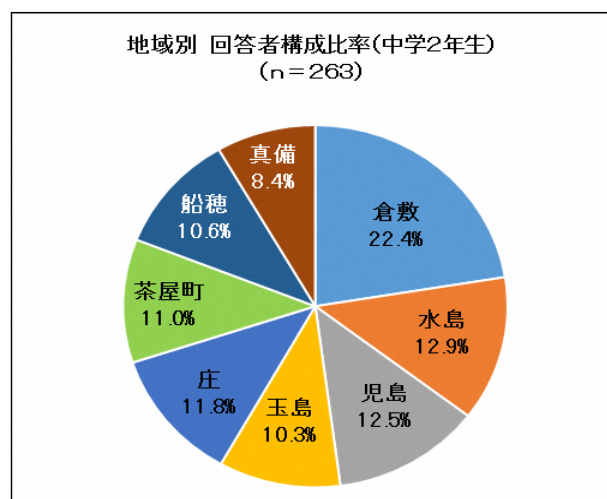
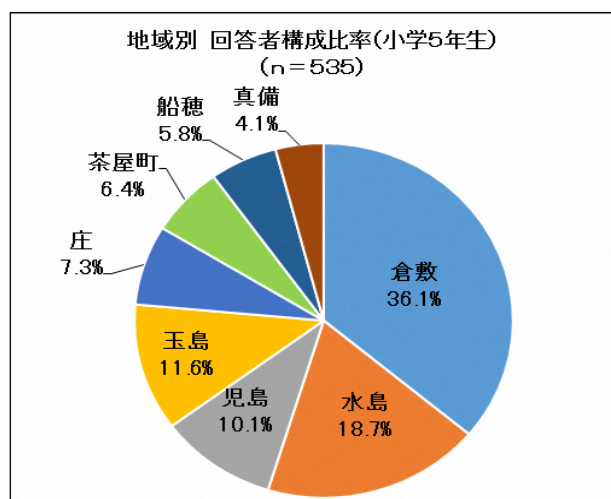
令和2年1月20日（月）～2月10日（月）

・ 調査方法

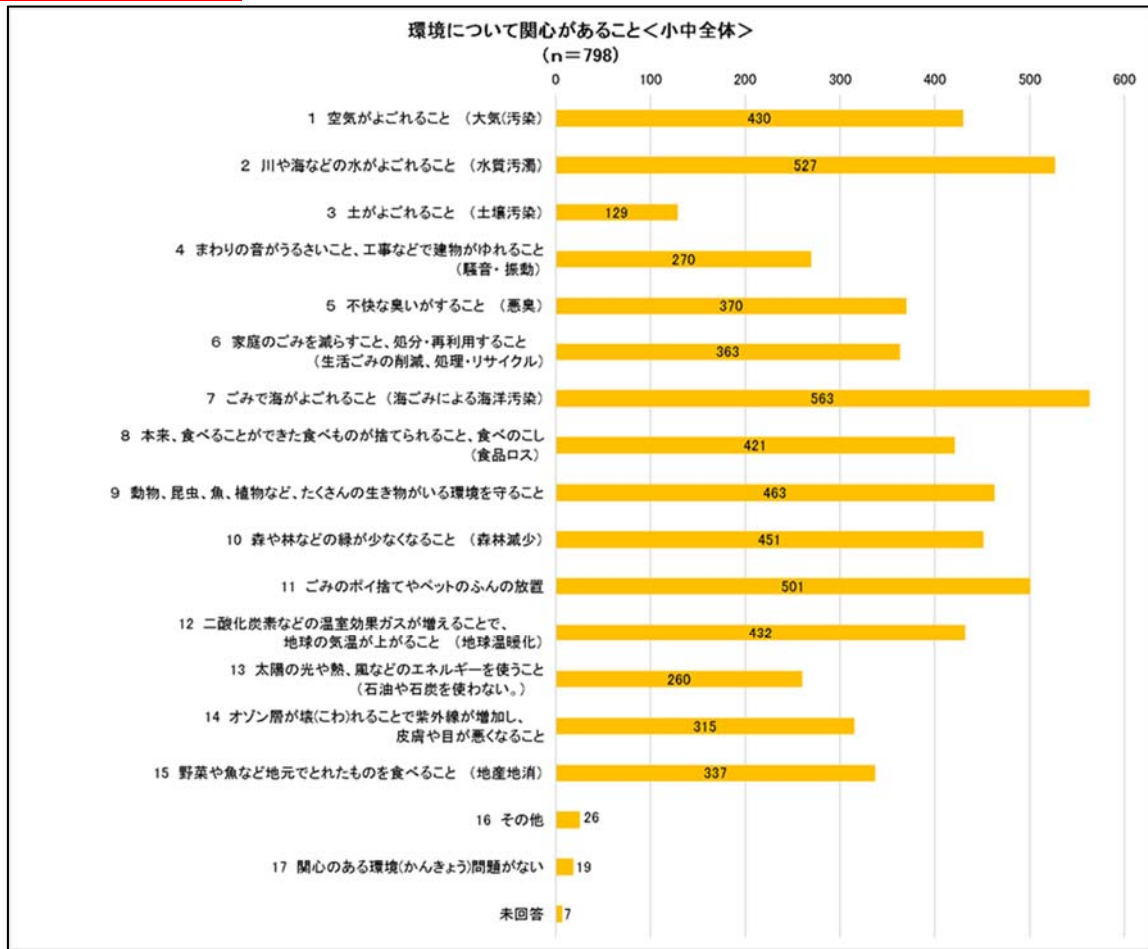
郵送調査（市内26校、学校単位で送付）

③ アンケート調査結果

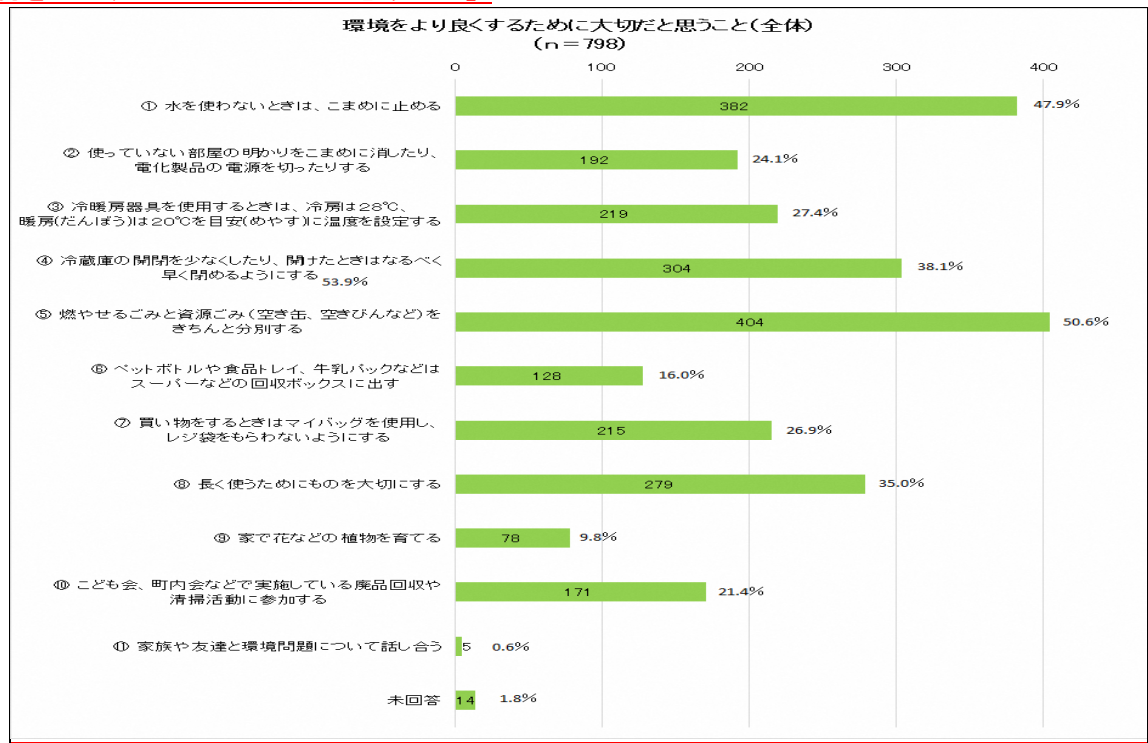
【有効回答者数（率）】小中学生 535人（97.1%）



【関心のある環境問題】



【環境をよくするために大切なこと】



(3) 事業者アンケート調査結果

事業者の方が感じている、身近な環境についての考え、満足度や重要度を把握するために、事業者アンケート調査を実施しました。

【アンケートの概要】

① 調査目的

- 事業者の環境についての考え、満足度や重要度等を調査し、第三次環境基本計画の策定のための基礎資料とする。

② 実施状況

・ 調査対象

令和元年10月1日現在、市内に本社、事業所、工場などをおく事業者 259社

・ 調査期間

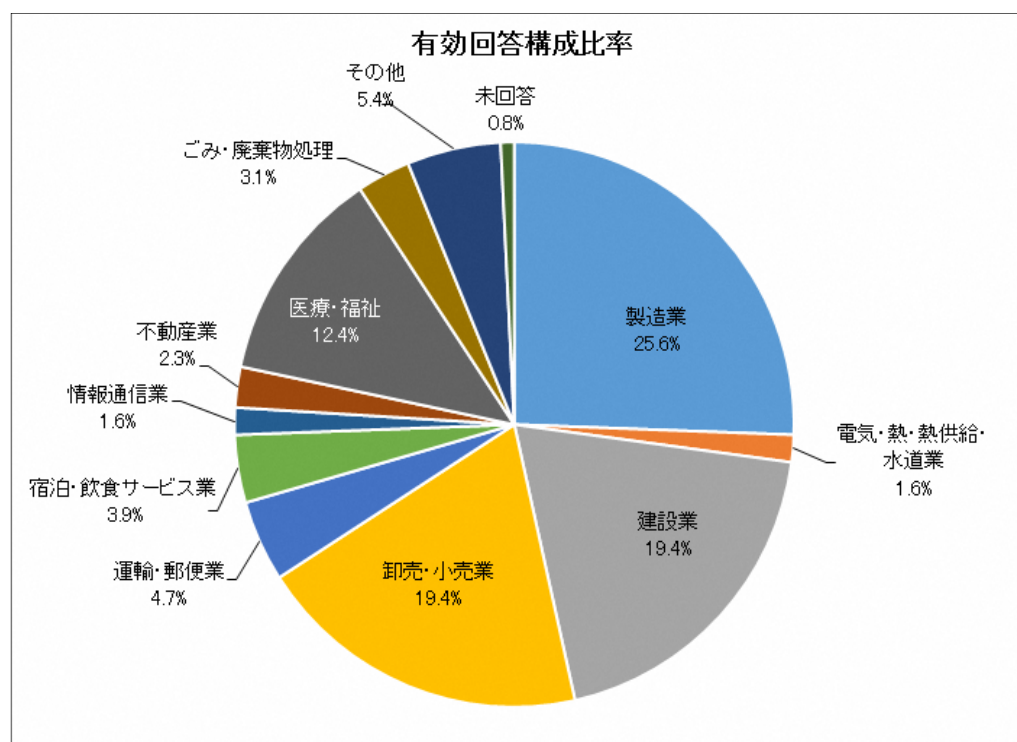
令和2年1月20日（月）～2月10日（月）

・ 調査方法

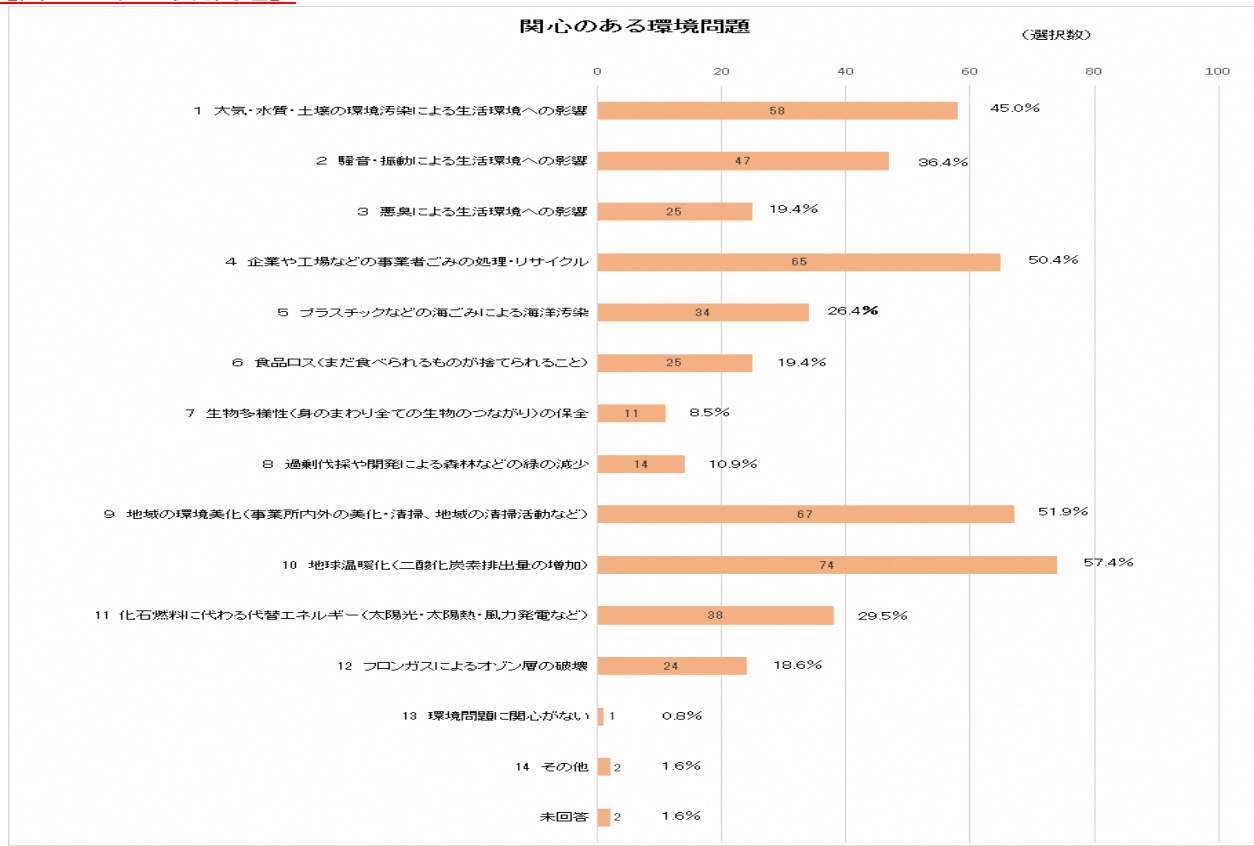
郵送調査

③ アンケート調査結果

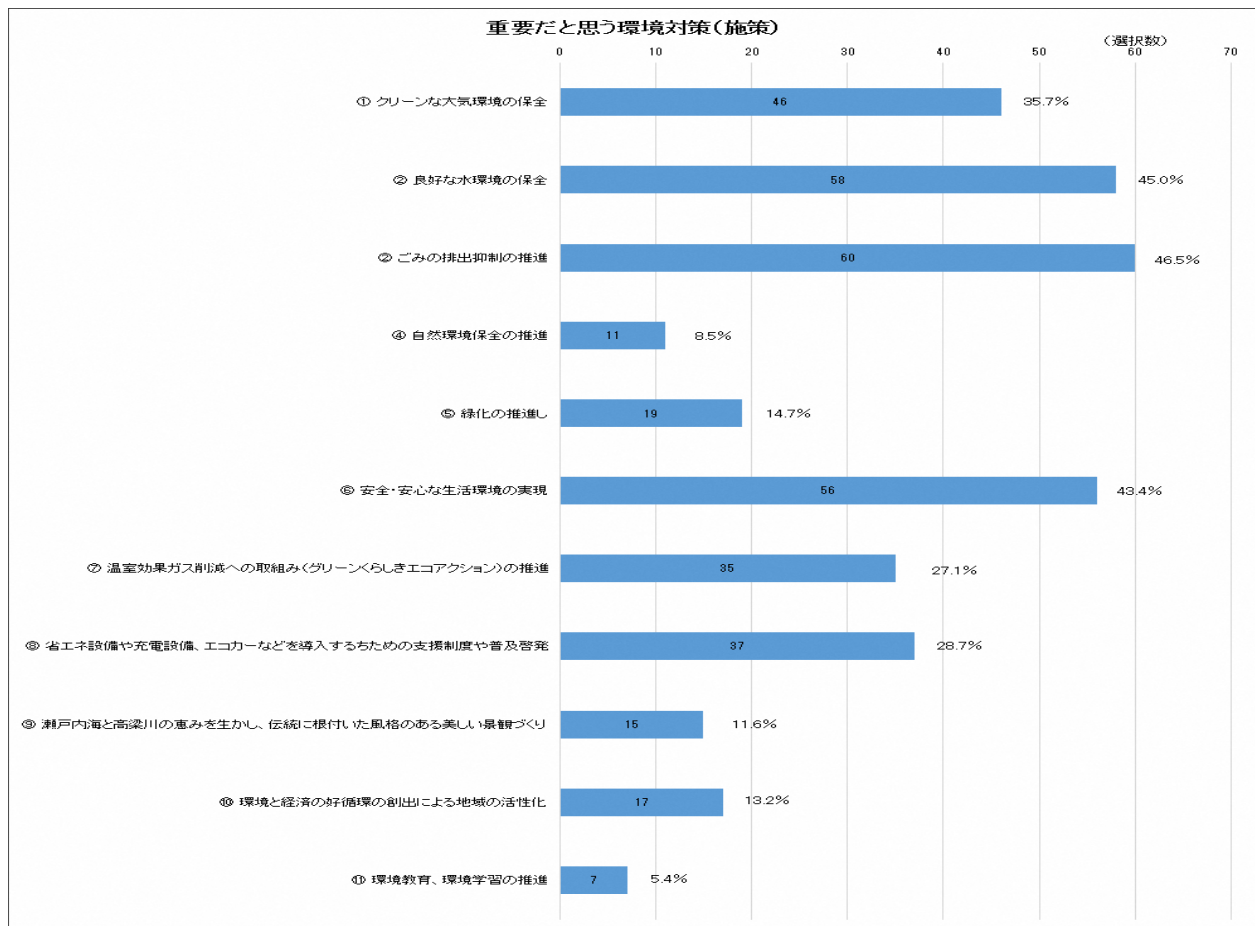
【有効回答者数（率）】事業者129社（49.8%）



【関心のある環境問題】



【重要だと思う環境施策】



7. グリーンくらしきエコアクション

1 調理の際は、エコクッキング（野菜の皮を食材として使うなどごみを出さない工夫、野菜の下ゆでなどに電子レンジを活用、なべ底から炎がはみ出さない火力調整）を心がけよう

2 生ごみの水切り、雑がみの分別を徹底し、3R（ごみの発生抑制・再利用・分別による資源の再循環）を心がけよう

3 冷蔵庫は壁から間隔をあけて配置し、ものを詰め込みすぎず、開ける回数や時間を減らして効率よく使おう

4 お風呂は続けて入り、お湯をわかす時間を短くしよう。節水シャワーヘッドを活用するなどして、節水を心がけよう

5 エアコンは必要な時だけつけ、冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安にしよう。フィルターはこまめに掃除しよう

6 ワットチェッカー^{*1}や、環境家計簿^{*2}などを活用して、自分の使うエネルギーや排出しているCO₂の量を知ろう

7 照明・テレビ・パソコン・電気ポットなど、使わないときはこまめにスイッチを切ろう

8 洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコンなどを「統一省エネラベル」^{*3}の星が多い製品に買い替えよう

9 再エネ^{*4}機器や、省エネ機器を導入しよう（太陽光・太陽熱・エネファーム^{*5}・蓄電池等）

10 照明をLED照明に交換しよう

11 ペア（複層）ガラスや断熱材で、住宅の高気密・高断熱化を図ろう

12 倉敷市の「緑のカーテン^{*6}プロジェクト」（つる性植物による壁面緑化運動）に参加しよう

13 車を買う、買い換えるときは、電気自動車・燃料電池自動車^{*7}など、CO₂排出の少ない次世代自動車を選ぼう

***1 ワットチェッカー**
家電製品の消費電力や電気使用量などを測る小型の機器

***2 環境家計簿**
月ごとの電気・ガスなどの使用量を記載することで、家庭から出るCO₂量を簡単に知ることができる。環境家計簿は、岡山県のHPからダウンロード可能

***3 統一省エネラベル**
省エネルギーセンターが提供する家電製品の省エネルギー性能に関するラベルで、省エネ性能の高い順に5つ星から1つ星で表示する

***4 再エネ**
再生可能エネルギー。自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生され、継続して利用できるエネルギー。太陽光、太陽熱など

***5 エネファーム**
「エネルギー」と「ファーム＝農場」の造語。都市ガスやLPGガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ、電気と温水をつくり出すシステム

みんなでやろう、くらしきのエコ。



くらしの節電、節ガス、節水、節ガソリン。

生活の場面にあわせて、地球とお財布にやさしいくらしきのエコアクションをまとめました。身近なところから、一つでも多くのエコアクションに取り組みましょう。

クールシェア・ウォームシェア
一人一台の冷房・暖房使用をひかえましょう

家族みんなで同じ部屋ですごそう

カフェ、公共施設などのシェアスポット

**「生ごみの水切り」や「せん定枝・刈草の乾燥」で
ごみ量、CO₂を削減！**

倉敷市
ゴミ種類別内訳

倉敷市では、ごみの46%を生ごみが占めています。生ごみの90%が水分。生ごみの水切りによって、ごみ全体の重量のうち、約10%が削減可能です。

【せん定枝・刈草の乾燥】

重量
約40%減

2日乾燥

【生ごみの水切り】

ギュッと水切り！
嫌な臭いも減少

待機時消費電力は見逃せない！

家庭の消費電力量 4,432kWh/年・世帯

待機時消費電力量 228kWh/年・世帯 5.1%

- * こまめに主電源を切る。
- * 長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く
- * オートOFF機能や表示OFF機能を使う。

一般財団法人省エネルギーセンター
「平成24年度待機時消費電力調査報告書」



外出する際は、電車やバスなどの公共交通機関を使い、近場は自転車や徒歩など、エコ移動を心がけよう



車に乗るときは、ふんわりアクセル（急加速・急発進をしない）や、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけよう



カーボンフットプリント*⁸の小さい商品（製造や輸送の際にCO₂排出が少ない製品・旬の地元食材・県産木材など）や、カーボンオフセット*⁹商品など、環境にやさしい商品を選ぼう



宅配便は一度で受け取り、再配達をなくそう



外出する際は、マイバッグ・マイ箸・マイボトルを持ち歩こう



地域の環境イベントに参加してエコについて知ろう



COOL CHOICE に賛同して、G-KEA に取り組もう



個人で冷暖房を使わず、みんなで一つの部屋で過ごしたり、シェアスポットに出かけたりしよう

この「グリーンくらしきエコアクション (G-KEA)」は市域全域を対象とした温室効果ガス削減計画「クールくらしきアクションプラン」に定める削減目標を達成するため、家庭や街でできる市民の取組をまとめたものです。

***6 緑のカーテン**

ゴーヤやアサガオなど、つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテンのこと。夏の日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える効果を持つ

***7 燃料電池自動車**

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。走行時に発生するのは、ほぼ水蒸気のみ

***8 カーボンフットプリント**

商品・サービスのライフサイクル（つくる・はこぶ・つかう・すてるなど）全体で排出された温室効果ガスの総量をCO₂量で表示するもの

***9 カーボンオフセット**

日常生活や経済活動で排出されるCO₂量のうち、削減努力をしても削減できない量を他の場所での排出削減・吸収事業で削減したとみなすこと

8. 環境基本条例

平成11年12月22日

条例第34号

私たちのまち倉敷市は、清流豊かな高梁川、風光明媚な瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。

このような豊かな自然のもと、文化薫るまち、産業の栄えるまちとして、今日まで育^{はぐ}んできた先人たちの功績は、私たちにとってかけがえのない資産であり誇りであります。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、環境への負荷を増大させ、ひいては、すべての生物の生活基盤となる地球の環境にも重大な影響を及ぼしています。

もとより、多くの命を育^{はぐ}んできた恵み豊かな地球をかけがえのないものとして守り、その恩恵を享受するとともに、次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの使命であります。

私たちは、このことを深く自覚し、すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人とが共に生きる快適な環境を守り、創り、育てていかなければなりません。

ここに、健全で恵み豊かな環境を享受できる倉敷市の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。

3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の有機連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保する。

(3) 歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、潤いと安らぎのある都市環境を創造する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、倉敷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ倉敷市環境審議会条例（平成11年倉敷市条例第1号）に規定する倉敷市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、市民に環境の状況及び環境の保全等に関する施策の状況等を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全等に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全等について十分配慮しなければならない。

(規制の措置等)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備)

第12条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(環境資源の活用等)

第13条 市は、潤いと安らぎを与える海、河川、ため池等の水辺や緑等の自然的資源、先人から引き継いだ歴史的資源、美しい町並み等の景観的資源等の環境資源を確保し、活用に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第15条 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、施策の推進に努めなければならない。

(環境教育・学習の振興等)

第16条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者又は民間団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全等に関する自発的な活動を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境に関する教育及び学習を振興するとともに、民間団体等の自発的な活動を促進するため、個人、法人その他のものの権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(指導、助言及び助成)

第19条 市は、環境の保全等のために必要があると認めるときは、民間団体等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

(調査の実施等)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び岡山県その他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 倉敷市自然環境保全条例（昭和49年倉敷市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除